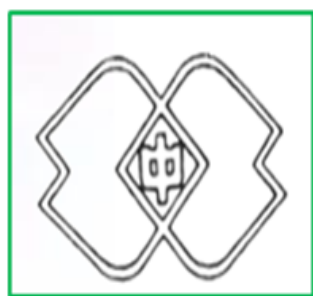


令和 7 年度 枚方市立桜丘中学校



危機管理マニュアル

枚方市立桜丘中学校『危機管理マニュアル』

目次

1 マニュアルの基本事項

◆ 危機管理マニュアルの目的と位置付け	1
◆ 危機管理の基本方針	2
◆ 教職員・関係者等への周知等	3
◆ マニュアルの保管方法	4
◆ マニュアルの見直しと改善	5
◆ 危機管理マニュアル 表紙イメージ	6
◆ 改訂履歴一覧	6

2 事前の危機管理

◆ 地域、学校、学区の現状	7
◆ 危機管理の前提となる危機事象等	9
◆ 平常時の危機管理体制	12
◆ 点検	13
◆ 事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告様式	16
◆ 運動前の体調チェック	17
◆ 運動部活動における頭頸部外傷等事故防止	18
◆ 熱中症の予防措置	19
◆ 食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止	21
◆ 犯罪被害防止に関する日常管理	22
◆ 来校者予定表様式	23
◆ 来校者受付票様式	24
◆ 校内巡視チェックリスト	25
◆ インターネット上の犯罪被害防止対策	26
◆ 校外活動における危機未然防止対策	27
◆ 校内行事に際しての危機未然防止対策	29
◆ 緊急時の非常参集体制	30
◆ 事故・災害発生時の対策本部体制	31
◆ 保護者への緊急連絡・通信手段	34
◆ 教職員間の緊急連絡・通信手段	34
◆ 関係機関の緊急連絡先一覧	35
◆ 通信・情報収集手段	37
◆ 緊急時持ち出し品の内容、保管場所、担当者	39
◆ 重要書類等の保管・整備	40
◆ 事件・事故・災害等発生時の情報整理様式	41

◆ 事故・事件対応記録様式	42
◆ 家庭との共有事項	43
◆ 非常変災時の対応カード	45
◆ 地域・関係機関等との連携	46
◆ 津波避難計画	49
◆ 避難訓練の実施	51
◆ 教職員研修	53
◆ 安全教育	54
3 発生時（初動）の危機管理	
◆ 傷病者が発生した場合の対応	56
◆ 食物アレルギー事故が発生した場合の対応	57
◆ 校内への不審者侵入防止と侵入した場合の対応	58
◆ 近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応	61
◆ 学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー	64
◆ 交通事故発生時の対応フロー	65
◆ 大雨等が予想される場合の事前の臨時休業等の措置	66
◆ 災害が発生した場合.....	67
◆ 突発的な気象災害等の発生時の対応フロー（授業中）	69
◆ 地震発生直後の対応フロー（授業中）	70
◆ Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン.....	71
4 事後の危機管理	
◆ 安否確認	74
◆ 集団下校・引渡しと待機	75
◆ 被災生徒等の保護者への対応	75
◆ 被災生徒等を除く在籍生徒の保護者への対応.....	77
◆ 報道機関への対応	78
◆ 教育活動の継続	79
◆ 避難所運営への協力	83
◆ 生徒等の心のケア	84
◆ 危機発生時の健康観察様式	86
◆ 生徒等の身体状況等調査票様式.....	87
◆ 教職員の心のケア	88
◆ 調査・検証・報告・再発防止等	89

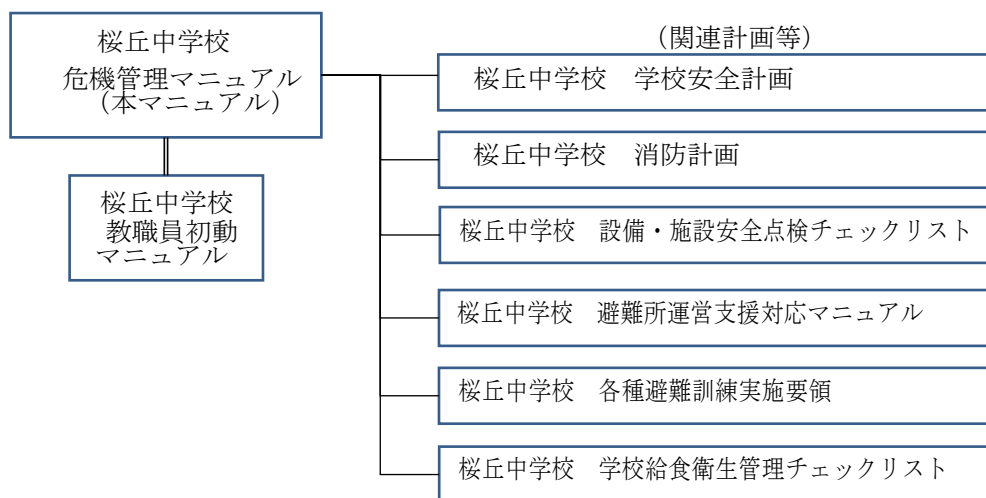
◆ 危機管理マニュアルの目的と位置付け

(1) 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から生徒及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

(2) 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下図）と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。



◆ 危機管理の基本方針

本校における危機管理の基本原則

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

- 生徒及び教職員の生命、安全の確保を第一とする。
- 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

危機管理のポイント

- 生徒及び教職員の安全を確保するため、常に最大限の努力をする。
- 学校と生徒、保護者、関係機関との信頼関係を保つ。
- 指揮命令系統を管理職に一本化し、組織的に、迅速・的確な対応を行う。
- 常に最悪の事態を想定し、被害等を最小限に留めるための対応を図る。

本校における危機管理の基本方針

- 危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。
- 学校の施設・設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
- 教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者（P T A）、地域住民等との連携を図る。
- 危機の対応に当たっては、生徒や教職員の命を守ることを最優先とし、危険をいち早く予測・予見して、危機の発生を未然に防ぐ。
- 万が一、危機が発生した場合は、拙速であっても迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- 危機が収束した後には、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った生徒やその保護者等への継続的な支援を行う。

◆教職員・関係者等への周知等

(1) 教職員の共通理解促進

校長は、以下の研修・訓練等を実施することにより、本校の全ての教職員（臨時的任用・非常勤を含む。以下同じ。）に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図る。

周知方法	周知・確認内容
年度当初のマニュアル読み合わせ研修 ※ただし臨時的任用・非常勤の教職員は 担当者又は管理職からの個別説明	※本マニュアルに定める事項全般 ※各教職員の役割
職員会議等における周知	※季節ごとの注意点
毎月1回、異なる発生事象を想定して 実施する実働訓練又は図上演習	※発生事象別の緊急対応手順 ※発災時の各教職員の役割

全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故等の未然防止、及び発生した場合の自らの役割を習熟するとともに、これを確実に遂行し、学校安全の推進に努める。

(2) 生徒・保護者への周知

校長は、本校の生徒・保護者に対し、本マニュアルに定める事項を、以下のとおり周知するものとする。

周知対象	周知方法	周知・確認内容
生徒	※新学期開始時期の学級 活動・ホームルーム活動 ※各種防災活動 ※防災学習	※本校で想定される事故・災害等 ※事故・災害等の未然防止、事前の備え として生徒が行うべき事項 ※事故・災害等の発生時における学校の 対応及び保護者がとるべき行動
保護者	下記で資料配布・説明 ※新入生保護者説明会 ※入学式後の保護者説明会 ※PTA総会 ※定例保護者会	※本校で想定される事故・災害等 ※事故・災害等の未然防止、事前の備え として保護者が行う事項 ※事故・災害等の発生時における学校の 対応及び保護者がとるべき行動（引渡し 等）

(3) 関係機関への周知

校長は、毎年開催する地域教育協議会を通じて、以下の関係機関に対し、本マニュアルに定める事項を周知するものとする。また、危機管理マニュアルに大きな変更等が生じた場合は、その都度、同様の措置を取る。

◆ マニュアルの保管方法

本マニュアルは、事故・災害等の発生時に備えて、以下のとおり配布・保管する。これらは最新版を常に維持するよう、マニュアル改訂の都度、確実に更新するものとする。

① 本マニュアルの保管

本マニュアルの保管は電子データと印刷製本版とする。

② 緊急時対応手順の掲示

本マニュアルのうち、人命に直結するなど特に緊急性が高い事象については、発生直後の緊急時対応手順（フロー）を下記の箇所に掲示する。

傷病者発生時対応手順	*職員室 *保健室	*体育館内 *プールサイド
火災発生時対応手順	*職員室 *校長室	*第1・2・3理科室 *調理室
緊急通報手順・通報先	*職員室 *校長室	

③ 教職員への配布

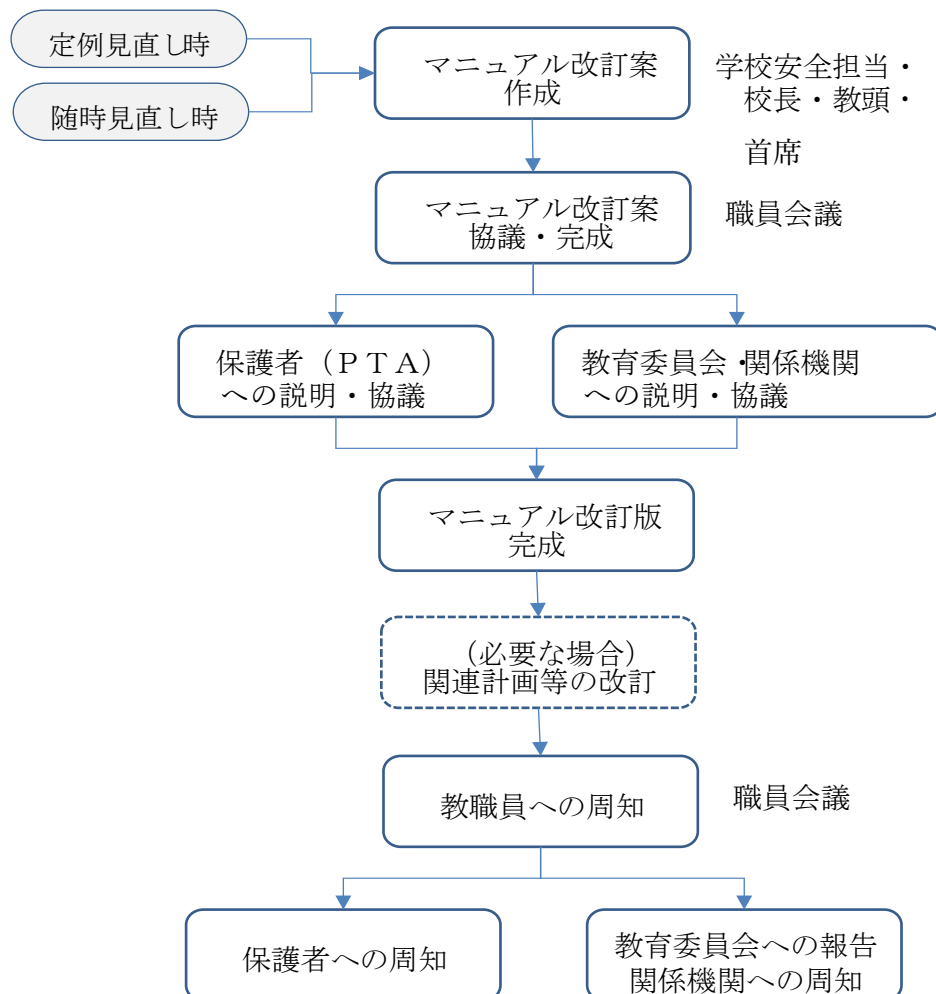
各教職員には、毎年度当初に実施する本マニュアルの読み合わせ研修に際し、冊子形式の本マニュアル及びこれを抜粋した教職員初動対応マニュアル（カード式）を1部ずつ配布する。教職員は、本マニュアルの内容を習熟するとともに、教職員初動対応マニュアルを常に携帯するものとする。

◆ マニュアルの見直しと改善

校長は、下記の表に示すタイミングで本マニュアルの見直しを行い、これを継続的に改善することで、本校の学校安全の継続的な向上を図る。

定例見直し	*毎年度当初、及び人事異動があったとき *各種訓練・研修等を実施した後 *地域教育協議会において関係機関と協議したとき
随時見直し	*枚方市の地域防災計画、国民保護計画など、関係機関の関連計画・マニュアル等の改訂があったとき *各種ハザードマップの改訂、近隣における事故・犯罪の発生など、起こりうるリスクに関する情報の変更があったとき *先進校の情報、その他マニュアルの見直し・改善に役立つ情報を入手したとき

見直し・改善の具体的な手順については、次図に示すとおりである。



◆ 危機管理マニュアル 表紙イメージ

枚方市立桜丘中学校
危機管理マニュアル

令和〇年〇月改訂版

	安全担当	教 頭	校 長
最終 確認日	月 日	月 日	月 日

◆ 改訂履歴一覧

版数	発行年月日	改訂概要
第1版	令和6年6月1日	
第2版	令和7年5月1日	

◆ 地域、学校、学区の現状

(1) 地域の特徴

本校の位置する枚方市は大阪府の北東部に位置し、西に淀川が流れ、東には緑豊かな生駒山系の山々がある。古くから人々が暮らし、平安時代には貴族の遊獵地として知られ、江戸時代には京街道の宿場町として栄えた。近代になると近郊農村から住宅のまちへ徐々に変ぼうを遂げ、戦後は大規模な住宅団地の開発により人口は急増した。山間部から船橋川、穂谷川、天野川がそれぞれ南東から北西に流下して市域住宅地の中を蛇行して淀川に流れ込んでいる。そのため、南海トラフ地震による洪水氾濫の可能性については危険性地域の範囲には入っていないが、地震災害や河川氾濫（洪水）、内水氾濫、土砂災害の被害が想定されている。

(2) 地域の災害履歴

枚方市内における過去の主な事故・災害は、以下のとおりである。

〈地震災害〉

年月日	枚方市 被害状況等
平成 30 年 6 月 18 日	住宅被害：全壊 21 棟、半壊 483 棟、 一部損壊 6 万 1266 棟、 床上浸水 3 棟・床下浸水 3 棟 人的被害：死者 6 人、負傷者 462 震度 6 弱を記録。市内 53 か所に避難所が開設された。

〈風水害・土砂災害〉

年月日	枚方市 被害状況等
昭和 30 年 月 日	死者・行方不明者：9 名 家屋流失：739 戸 天野川と伊賀川の 2 つが決壊し、茨田郡（現在の守口市 全域、門真市全域、寝屋川市・枚方市の一部）では水深 5.6 メートルに達するところもあった。

〈その他の事故・災害〉

年月日	被害状況等

(3) 学校、学区の現状

本校は枚方市中部、海拔 29m に位置する。また、津波浸水区域外ではあるが、天野川で河川氾濫が起これば星ヶ丘駅から村野駅にかけて 0.5m 以上 3.0m 未満の浸水が想定されている。さらに、内水浸水や土砂災害特別警戒区域も数か所想定されている。本学区小学校 2 校は第 1 次避難所、本校は第 2 次避難所となっている。

学区は桜丘中学校、桜丘小学校、桜丘北小学校からなる。近隣学区からの学区外通学者もあり、徒歩通学者だけでなく公共交通機関（電車やバス）を利用している通学者もいる。在籍する生徒、教職員の状況は以下のとおり。なお、教職員のうち約 6 割は市外からの通勤者である（多くがバイクや自動車を利用している）。

生徒数		教職員数
全校生徒	うち、 特別な配慮を 必要とする生徒	（講師・NET・不登校支援員・ 支援教育補助員・介助員・図書 館司書・SC・ICT 支援員・教員 業務支援員・給食補助員・校務 員・施設管理人含む）
398 名 第 1 学年：123 名 第 2 学年：126 名 第 3 学年：149 名		47 名

※2025 年度

本校に通う生徒の世帯構造としては、核家族世帯が多く、保護者は日中勤務している共働き世帯が多い。古い家屋が建ち並ぶ地域と新興住宅が建ち並ぶ地域が混在しているが、地域活動が盛んで、新旧住民も調和している。

◆ 危機管理の前提となる危機事象等

(1) 地震災害

枚方市地域防災計画によると、本市で発生するおそれのある地震で想定されている被害等は下のとおりである。

名称	震度	枚方市の被害想定等
上町断層帯 地震 A	5 強～6 強	住家：全壊 2,842 棟/半壊 5,247 棟 人的被害：13 人
上町断層帯 地震 B	4～6 弱	住家：全壊 10 棟/半壊 31 棟 人的被害：0 人
生駒断層帯 地震	5 強～7	住家：全壊 20,829 棟/半壊 21,088 棟 人的被害：373 人
有馬高槻 断層帯地震	5 強～7	住家：全壊 13,986 棟/半壊 14,943 棟 人的被害：208 人
中央構造線 断層地帯地震	4～5 強	住家：全壊 3 棟/半壊 0.5 棟 人的被害：0 人

※『大阪府自然災害総合対策検討（地震被害想定）報告書（平成 19 年 3 月）』より作成されたものを一部抜粋

(2) 洪水等による浸水被害

枚方市の発行する「枚方市洪水・土砂災害ハザードマップ」（令和 6 年 4 月発行）によると、市内を流れる穂谷川、天野川で氾濫が発生した場合には、以下のような浸水被害の可能性が示されている。

本校周辺の最大浸水深	備考（想定的前提条件）
0.5m 以上 3.0m 未満 （校舎 2 階利用可）	穂谷川：想定最大規模降雨（24 時間総雨量 1150mm） 天野川：想定最大規模降雨（24 時間総雨量 1038mm）

(3) 土砂災害

枚方市の発行する「枚方市洪水・土砂災害ハザードマップ」(令和6年4月発行)によると、本校周辺では、村野神社付近や村野駅付近において「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」に指定されている箇所がある。



本校周辺の洪水・土砂災害危険

出典：枚方市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和6年4月発行）より

(4) 過去に発生した大雨等における降水量の最大値

枚方市地域防災計画によると、過去に枚方市で発生した降水量の最大値及びその際の主な被害状況は下記のとおりである。

観測地	観測日	主な被害状況等
枚方観測所	平成24年8月14日	1時間最大雨量91ミリを観測 床上・床下浸水多数発生

(5) その他、本校で想定される危機事象

上記のほか、本校で想定される主な危機事象は、以下のとおりである。

危機事象		想定される事態
生活安全	傷病の発生	熱中症、体育授業中・休憩時間中の頭頸部損傷その他の外傷、階段・ベランダ・遊具等からの転落、急病等による心肺停止等
	犯罪被害	不審者侵入、通学路上の声掛け・盗取、学校への犯罪予告、校内不審物
	食物アレルギー	学校給食や教材によるアレルギー・アナフィラキシー
	食中毒、異物混入	学校給食による食中毒、学校給食への異物混入等
交通安全	自動車事故	通学路上・校外学習中の自動車事故、スクールバスの事故
	自転車事故	通学路上の自転車事故
災害安全	強風	台風などの強風による飛来物・停電など
	突風、竜巻、雷	突風・竜巻による家屋倒壊・飛来物、落雷
	豪雪	大雪による交通寸断、停電など
	大規模事故災害	危険物取扱施設の爆発事故
	火災	校内施設からの出火
その他	弾道ミサイル発射	Jアラートの緊急情報発信
	感染症	結核、麻しん、新たな感染症等
	大気汚染	光化学オキシダント被害、微小粒子状物質 (PM2.5)
	その他	インターネット上の犯罪被害 等

(6) 枚方市の「地域防災計画」では、本校は以下のとおり災害の避難所として指定されている。

施設名	緊急避難所							避難所
	洪水	土砂災害	内水氾濫	高潮	地震	津波	大規模火災	避難所
桜丘中学校								○

出典：枚方市地域防災計画（令和6年4月改訂）

◆ 平常時の危機管理体制

校長は、学校における危機管理の最高責任者として、日常の安全管理・安全教育を推進するため、校内安全委員会を設置して危機管理体制を確立し、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を取りまとめる。

教頭、学校安全担当教諭は、校内安全委員会において、校長の指示に基づき、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を推進する。首席、教務主任、事務長、養護教諭をはじめとする各教職員についても日常の安全管理・安全教育を担い、全員体制で日々の取組を推進していく。

上記に加え、管理職や学校安全担当者は、職員会議、学年会、校内研修会等の様々な機会をとらえて学校安全に関する話題を取りあげ、日頃から全教職員の危機管理意識の維持高揚を図るよう努める。

◆ 点検

校長は、学校・校地周辺・通学路の安全を保ち、事故・災害等の発生を防止するため、点検を中心とした危険箇所の把握とその分析及び管理を計画的に実施する。

(1) 危険箇所の把握

危険箇所の把握は、以下の方法で実施する。

● 安全点検（教職員により実施）

安全点検等の実施時期、対象、担当については以下のとおりとする。
なお、異常を発見した場合には、様式への記入に加えて写真や簡単な図等を追加しておくこと（情報共有・経過観察の際に有効）。

点検	点検時期	責任者	点検箇所
定期 点検	* 每学期 1 回	全教職員	教室等、プール 運動場・校地 防球ネット 避難経路・避難場所
	* 年 1 回実施	全教職員	家具の耐震性の点検
	每学期実施対象	全教職員	校地周辺・通学路・校外の 避難経路・避難場所
臨時 点検	学校行事前後	全教職員	校内施設・設備
	災害時	全教職員	校内施設・設備
日常 点検	通常の授業日	全教職員	授業で使用する施設・設備

学校施設・設備のうち、非構造部材の点検については、枚方市教育委員会の策定した点検方針及び点検実施計画等に基づき実施する。実際の点検の際には、文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」を参考に耐震点検を実施する。

文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（平成 27 年 3 月改訂版）
<https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/gijyutsu2.pdf>

文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（平成 31 年 3 月追補版）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/28/1414398_1.pdf

★ 合同点検（保護者、地域、警察等と実施）

「通学路の安全マップ」を基に、保護者・地域関係者・警察と合同で通学路の点検を実施する。

その際、以下の点を確認する。

- ◇ 歩道や路側帯の整備状態
- ◇ 車との側方間隔や往来する車の走行スピード
- ◇ 右左折車両のある交差点や見通しの悪い交差点
- ◇ 沿道施設の出入口の見通し
- ◇ 渋滞車両・駐車車両の存在（日常的な状況）
- ◇ 通学路にある犯罪発生条件（死角、外灯の有無など）

★ 事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告（教職員、生徒、保護者、地域等より）

学校生活を送る中で、あるいは教育環境や教育活動全般において、以下のような事態が発生した場合には、「事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告様式」を用いて報告し、必要に応じて修理等対策を講じる。報告された情報は、校内配置図・校外マップを用いて整理・集積し、校内安全委員会に蓄積する。

- ◇ 事故に遭った（見聞きした）
- ◇ 事故や怪我には至っていないが「ヒヤリ」とした体験をした
- ◇ 潜在的なリスクに気づいた

なお、報告者は教職員だけでなく、生徒、保護者、地域住民、関係機関等も含むものとし、情報を受け取った教職員は代理で様式に記録する。

● 事故等情報より抽出

安全点検の際に、下記データベースを検索し、抽出した事例を自校の環境に置き換えて危険箇所を把握する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校事事故事例検索データベース」

https://www.jpnssport.go.jp/anzen/anzen_school/anzen_school/tabid/822/Default.aspx

（２）危険箇所の分析・管理

把握した危険箇所について、校内にて対応可能なものは速やかに改善措置を取り、その旨記録する。校内のみでの対応が困難なものについては、以下の方針で校内安全委員会にて分析・対策・管理をする。

- ① 危険箇所をそのままにした場合に起こり得る事故・被害を具体的に想定する。
 - 生徒の振る舞い、行動を分析する（横断時の左右未確認、一時不停止等）。
 - 大勢での移動、車椅子での移動など、多様な条件が存在することに留意。
- ② ①の想定結果が重大なものから優先的に対応を取る。
 - 【物理的対策】例：業者に依頼して緊急修理、転落防止の防護策の設置、外灯の設置、植栽の剪定依頼等
 - 【人的対策】例：スクールガード等の見守り活動、警察の協力を得た重点的な交通安全キャンペーン等
 - 【生徒等への指導・連携】
例：特に注意して横断すべき箇所、犯罪発生危険箇所に対する重点的な街頭指導、P T A・地域と危険箇所についての共通認識をもつ等

- ③ 教職員のみで危険箇所のリスクが十分に判断できない場合は、枚方市教育委員会を通じて専門家への調査を依頼する（専門家の点検に立ち会った際には、点検の方法や視点を学び、教職員のみでの点検時に活かす）。

（３）点検の適切性の評価・改善

安全点検担当者は、点検そのものの適切性を確保するために、毎年度末に、すべての点検について以下の視点から評価・改善点を整理し、次年度の点検表や分析・管理の仕組みの改善につとめる。

- ★ 安全点検で確認する箇所や観点は明確か。
- ★ 安全点検の具体的な方法は明確か（実施者によって異なることはないか）。
- ★ 安全点検で問題が明らかになった場合の対応は明確か（緊急修理、立ち入り禁止措置、教育委員会等への対応依頼等）。
- ★ これまでの安全点検で問題が明らかになった点について、適切な管理がなされているか（危険箇所が放置されていないか）。

また、外部評価として、枚方市教育委員会による点検内容の評価及び改善支援を定期的に受ける。

◆ 事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告様式

事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告様式

報告者	教職員・生徒・保護者・地域住民・関係機関（ ）
	報告者名： （代理報告者名： ）
発生日	年 月 日（ ）
発生時刻	午前／午後 時 分頃
発生場所	
事象・気付きの内容 〔主観を含めず 具体的に 記載〕	どうしていたら、どうなった（どうなりそうだった）
事象・気付きに対 してとつ た措置 〔実施済み であれば 具体的に 記載〕	（担当者： ）

※ヒヤリ・ハット報告を受ける管理職は、報告するような事態が生じたことを叱責したり問題視したり
 するのではなく、「今後大きな事故に繋がる可能性のある危険の芽を見つけることができた」と考えて、
 報告を奨励すること。

◆ 運動前の体調チェック

過去のデータからは、健診等で心疾患のハイリスク群とされた生徒でなくとも突然の心停止は起こることが明らかとなっている。そのため、どのような子供でも突然死は起こり得るものとして、万一の事態に備え、毎朝の健康観察時には生徒の体調をチェックすることとする。

また、体育や部活動などの運動前には、以下のチェック表を用いて体調をチェックさせ、提出させることができるようにする。

運動前の体調チェック

下記の項目を確認し、当てはまる場合はチェック欄に✓印を記入の上、指導担当の先生に提出すること。

名前		記入日	令和 年 月 日 ()
----	--	-----	--------------

チェック欄	確認項目
	睡眠不足になっている（前日の晩、よく眠れなかった等）
	朝食を抜くなど、食事を取れていない
	疲れがたまっている
	熱がある（熱っぽい）、喉が痛いなど、風邪の症状がある
	腹痛がある、下痢をしている
	胸の痛み、息苦しさがある
	手・足（関節など）に痛みがある
	その他、身体に痛みがある
	暑さの中での運動は久しぶりになる
その他、体調等に関して気になること等（記入してください）	

◆ 運動部活動における頭頸部外傷等事故防止

(1) 指導計画を作成する上での確認事項

校長は、安全指導の徹底について教職員の共通理解を図る。

また、顧問教員は、外部指導者及びコーチと連携し、以下の確認事項を踏まえた上で適切な指導計画を作成し、計画的に実施する。

○活動目標を明確にした上で、事故発生要因となりうる以下の危険要因を十分に見極め、指導計画に反映する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 個人（スポーツを実践している人）の要因② 方法（スポーツの方法・内容・仕方等）の要因③ 環境（スポーツの施設、設備、用具、自然条件、社会環境等）の要因④ 指導・管理（スポーツの指導方法・内容、管理体制等）の要因 |
|--|

○生徒の健康状態に配慮した練習日数や練習時間を設定する。

○疲れや体調不良など、日頃から生徒の健康管理に十分配慮する。

○運動種目等の特性を踏まえ、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定する。

○教員顧問等が活動場所に不在の場合は、事故の起きやすい活動内容を避ける。

○大会参加に当たって、以下の点を確認する。

- ①適切な実施計画を作成し、関係職員や保護者に周知するとともに、参加に対する保護者の承諾を適切な方法で得ているか。
- ②大会中の生徒の健康管理に配慮しているか。
- ③移動手段は適切なものであり、安全は確保されているか。
- ④緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）が整備され、確実に機能するかを事前に確認しているか。

顧問教員は、活動方針や活動内容、年間計画について保護者に周知するとともに、日常の活動や生徒の健康状態等の情報交換など、連携を十分に図る。

(2) 生徒への指導事項

顧問教員は、運動部活動を行うに当たって以下の点について生徒に十分指導する。

○基本的に生徒自身が自らの体調を考え、無理をせずに実施していくことが重要である。

○過剰な練習や無理な環境下での練習は、様々な事故の誘引となる危険性がある。

○長時間集中して活動していると判断力が低下してくるため、周囲の生徒が互いの体調を相互管理する（体調不良等の観察、声掛け等）。

○自分自身が体調不良（頭痛、吐き気・気分不快等）を感じたときには速やかに顧問教員に伝える。

◆ 熱中症の予防措置

(1) 暑さ指数を用いた活動判断

校長は、生徒の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、暑さ指数（WBGT）を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。

暑さ指数 (WBGT)	湿球温度 (注1)	乾球温度 (注1)	注意すべき生活活動の目安 (注2)	日常生活における注意事項 (注2)	熱中症予防運動指針 (注1)	本校の対応
31℃以上	27℃以上	35℃以上	すべての生活活動で起こる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。 特に子供の場合には中止すべき	
28～31℃ (注1)	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒 (激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人 (注1) は運動を軽減または中止。	
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動で起こる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休憩をとり入れる。	警戒 (積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。	
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動で起こる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働には発生する可能性がある。	注意 (積極的に水分補給) 熱中症に夜死亡事故が発生する危険性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	
21℃以下	18℃以下	24℃以下			ほぼ安全 (積極的に水分補給) 通常は熱中症の危険は少ないが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意である。	

(注1) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より。

同指針補足 * 乾球温度（気温）を用いる場合には、湿度に注意する。

湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

* 熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。

運動指針は平均的な目安で有り、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

(注2) 日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3」(2013) より。

(注3) 28～31℃は、28℃以上 31℃未満を示す。以下同様。

(注4) 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

下記ウェブサイトの情報を基に作成

(1) 環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>

(2) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid922.html>

暑さ指数（WBGT）の数値については、「熱中症予防情報サイト」（環境省）を活用して、実況値・予測値を確認するものとする。

環境省『熱中症予防情報サイト』<https://www.wbgt.env.go.jp/>

(2) 熱中症防止の留意点

校長は、各教職員に指示して、以下の留意点を踏まえ、教育課程内外を問わず適切な熱中症の防止措置を取る。

環境の留意点	● <u>直射日光、風の有無</u>：直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。 ● <u>急激な暑さ</u>：梅雨明けなど急に暑くなったときには注意する。
主体別の留意点	● <u>体力、体格の個人差</u>：肥満傾向の人、体力の低い人には注意する。 ● <u>健康状態、体調、疲労の状態</u>：運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う ● <u>暑さへの慣れ</u>：暑い環境で体を久しぶりに動かす際には注意する。 ● <u>衣服の状況など</u>：衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし、直射日光は帽子で防ぐ。
運動中の留意点	● <u>運動の強度、内容、継続時間</u>：部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。また、プールは、暑さを感じにくい但实际上には発汗しているため、気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが、熱中症の原因になることに注意する。 ● <u>水分補給</u>：0.1～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。 ● <u>休憩の取り方</u>：激しい運動では 30分に1回の休憩が望ましい。

(3) 生徒に対する熱中症に関する指導

校長は、各教職員に指示して、生徒に対し以下の指導を行うことにより、熱中症の未然防止に努める。

- 暑い日には、帽子を着用する、薄着になる、運動するときはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応をとること。
- 暑い日の運動前には、「体調チェック表」を用いて自らの体調を確認すること。
- 気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合は、躊躇なく申し出ること。

◆ 食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止

(1) アレルギー対応委員会の設置と学校全体の組織的な取組

校長を責任者とし、下表の関係者で組織するアレルギー対応委員会を校内に設置する。同委員会では、校内の生徒のアレルギー疾患に関する情報を把握し、日常の取組と事故予防、緊急時の対応について協議し情報を共有する。取組プランや緊急時のマニュアルを作成する際には、医師が作成した管理指導表に基づき話し合いを進める。

※アレルギー疾患の対応では学校、保護者、医師が連携して取り組むことが重要であり、そのためには管理指導表の活用は不可欠である。

委員長	校長	対応の総括責任者
委員	教頭	校長補佐、指示伝達、外部対応 ※校長不在時には代行
	首席・教務主任	教頭補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応
	養護教諭	実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止
	栄養教諭・学校栄養職員	給食調理・運営の安全管理、事故防止
	保健主事	首席・教務主任・養護教諭・栄養教諭等の補佐
	給食主任	栄養教諭等の補佐、各学級における給食時間の共通指導徹底
	関係学級担任・学年主任	安全な給食運営、保護者連携、事故防止

(2) 食物アレルギー対応に関する教職員の役割分担

日々の取組に関する教職員の役割分担は以下のとおりとする。

校長等	* 校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者であり、市区町村教育委員会等の方針の主旨を理解し、教職員に指導する。 * 食物アレルギー対応委員会を設置する。 * 個別面談を実施（マニュアルに定められた者と一緒に行う）する。 * 関係教職員と協議し、対応を決定する。
全教職員	* 食物アレルギーを有する生徒の実態や個別の取組プランを情報共有する。 * 緊急措置方法等について共通理解を図る。 * 学級担任が不在のときサポートに入る教職員は、学級担任同様に食物アレルギーを有する生徒のアレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。
学級担任	* 食物アレルギーを有する生徒の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。 * 個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 * 給食時間は、決められた確認作業（指さし声出し）を確実にを行い、誤食を予防する。また楽しい給食時間を過ごせるように配慮する。 * 食物アレルギーを有する生徒の給食の喫食や食べ残し状況等を記録し、実態把握に努める。 * 給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。 * 他の生徒に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。
養護教諭	* 食物アレルギーを有する生徒の実態把握や個別の取組プラン、緊急措置方法等（応急処置の方法や連絡際の確認等）を立案する。 * 個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 * 食物アレルギーを有する生徒の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。 * 主治医・学校医・医療機関との連携を図り、応急措置の方法や連絡先を事前に確認する。

文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月）を基に作成

◆ 犯罪被害防止に関する日常管理

校門及び校舎入口の管理

通常授業日の校門管理は、以下を基本とする。校長は、各学級担任を通じ、これを生徒及び保護者に周知するとともに、登下校時間の遵守を生徒に徹底させる。

時間	生徒・教職員	来校者・保護者
登校時間 午前8時00分 ～午前8時25分	★ 施設管理人が、午前7時00分に正門を解錠する。 ★ 生徒は正門から登校する。遅刻した場合、正門から登校する。	● 正門を常に使って出入りする。
授業中	● 生徒・教職員ともに正門を使って出入りする。	
下校時間 午後5時00分	● 生徒・教職員ともに正門を使って出入りする。 ● この時刻で施錠はしない。	
下校時間後	● 正門より出入りする。 ● 施設管理人が、午後9時30分に正門を施錠する。	

(1) 来校者の管理

校長は、全教職員への指示・周知を通じて、下記の来校者対策を徹底し、不審者侵入に万全の対策を取るよう努める。

- ★ 校門及び正門に「来校者の方は正門から職員玄関から2階へ上がり、職員室へおいでください」の案内を来校者向けに掲示する。
- ★ 来客の予定がある場合は、職員玄関の来校者名簿にあらかじめ記入する。
- ★ 一般来校者にはカードホルダーに入れた来校者証を1人1つ配付し、胸の位置につけるか首から下げるよう求める。
- ★ 保護者にはカードホルダーに入れた保護者証を持参し、胸の位置につけるか首から下げるよう求める。なお、カードホルダーに入れた保護者証は年度初めにPTAから配付される。また、保護者の自家用車による来校は原則禁止とする。
- ★ 教職員は、学校を管理する立場にあるという心構えをもって、来校者とすれ違った際には保護者証や来校証を確認し、挨拶・声掛けを積極的に行うよう心がける。

〔来校者証〕



〔保護者証〕



(3) 校内の巡視

- ★ 通常授業日は始業前・授業中・業間の休み時間・昼の休み時間・放課後の計5回、毎日巡視を行う。

(4) 校外の巡視・巡回

- ★ 登下校時の巡視：学年生徒指導担当が校舎周辺の巡視を行う。
- ★ 通学路の合同点検：「通学路の安全マップ（防犯、交通、災害）」を基に、P T A・地域関係者・警察と合同で点検を実施する。
- ★ 校区内パトロール：P T Aや地域の協力を得て、長期休暇中の校区内パトロールを実施する。
- ★ 地域見守り：「こども 110 番の家」「こども 110 番の店」の住民・店舗の協力を得て、登下校時の生徒の見守り活動を実施する。

◆ 来校者予定表様式

来 校 者 予 定 表

日付	来校時刻	所属	代表者	車両有無	用件
／	:			有・無	
／	:			有・無	
／	:			有・無	
／	:			有・無	
／	:			有・無	
／	:			有・無	
／	:			有・無	
／	:			有・無	
／	:			有・無	
／	:			有・無	

◆ 来校者名簿様式

来 校 者 名 簿

日付	入校時刻	退校時刻	ご芳名	所属等	来校目
/	:	:			
/	:	:			
/	:	:			
/	:	:			
/	:	:			
/	:	:			
/	:	:			
/	:	:			
/	:	:			
/	:	:			
/	:	:			
/	:	:			
/	:	:			
/	:	:			
/	:	:			
/	:	:			
/	:	:			
/	:	:			
/	:	:			
/	:	:			

◆ 校内巡視チェックリスト

校内巡視チェックリスト

_____年_____月_____日

(始業前・__校時授業中・業間休み・昼休み・放課後)

担当者 ()

教室棟	☐ 1 階教室 ☐ 1 階廊下 ☐ 東階段	☐ 2 階教室 ☐ 2 階廊下 ☐ 西階段	☐ 3 階教室 ☐ 3 階廊下	☐ 4 階教室 ☐ 4 階廊下
管理棟	☐ 1 階教室 ☐ 1 階廊下 ☐ 東階段	☐ 2 階教室 ☐ 2 階廊下 ☐ 西階段	☐ 3 階教室 ☐ 3 階廊下	☐ 4 階教室 ☐ 4 階廊下
体育館等	☐ 体育館	☐ 体育倉庫	☐ 校庭	☐ プール
その他	☐ 屋外トイレ ☐ 中庭			
気付き事項	(場所 :)			

施設／設備の主なチェックポイント

【教室、特別教室、体育館等】

- 照明に問題はないか。
- 室内の整理・整頓・清掃はできているか。
- 設備・備品の保管は適切か。
- 設備・備品・床等の破損はないか。
- (放課後の巡視) 施錠されているか。

【階段、通路】

- 滑らないか。
- 整理・整頓・清掃はできているか。
- 通行の妨げとなるような物が放置されていないか。

【全体】

- 消防設備、非常口等に問題はないか。
- 不審物はないか。

生徒の行動等の主なチェックポイント

【校舎内】

- 施設の利用や生徒等の行動に危険はないか。
- 庇や天窓に乗ったり、不用意に窓から体を乗り出したりするなど危険な行動をしていないか。

【遊具・固定施設・移動施設付近】

- 遊具等の利用の仕方に無理はないか。
- 遊具等を利用している者の行動に危険はないか。
- 遊具等の近くににいる者に危険はないか。

【運動場、体育館等】

- 運動や遊びをしている者との間に危険はないか。
- 運動や遊びの種類と場所に危険はないか。
- 人目に付きにくいところで運動や遊びをしている者に危険はないか。
- 新しく生徒の間で流行している遊びで安全上の問題となるものはないか。

◆ インターネット上の犯罪被害防止対策

(1) 最新事例の把握

校長は、インターネット上の犯罪被害を未然に防止するため、担当教職員に指示して年度初めに以下のウェブサイトを中心に最新事例や統計情報などを入手し、生徒への指導に反映する。

- ★ 警察庁「なくそう、子供の性被害。」
http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/statistics/
- ★ 公益財団法人警察協会「STOP! 子供の性被害～子供を性被害から守るために～」
<https://www.keisatukyoukai.or.jp/pages/23/>
- ★ 文部科学省「情報モラル教育の充実」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm
- ★ 文部科学省「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1354754.htm
- ★ 警察庁・文部科学省「守りたい 大切な自分 大切な誰か」
https://www.mext.go.jp/content/20210311-mxt_kyousei02-100003330_1.pdf
- ★ 文部科学省・内閣府「生命（いのち）の安全教育」
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

(2) 家庭との連携

校長は学級担任に指示し、家庭でのスマートフォンやタブレットを用いたゲーム、SNSの利用（時間及び内容、フィルタリングの設定、留意点等）について、生徒と保護者で話し合ってルールを策定し、実際にルールを守る取組を推進する。

なお、ICT機器の利用は年々低年齢化していることから、低学年のうちからこの取組を進めることとする。

◆ 校外活動における危機未然防止対策

(1) 事前の検討・対策

校外学習、職場体験学習、修学旅行、その他の校外活動について、生徒の安全確保の観点から以下の点についての事前の検討・対策を講じることとする。

校外活動全般	★ 校外活動先における地域固有のリスク（津波・土砂災害などの自然災害、その他の事故・災害の危険性）を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。 ★ 事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等（AED 配置場所、病院・警察署等）を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。 ★ 訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。 ★ 引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討する。 ★ 災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とする。 ★ 緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）を整備し、確実に機能するかを事前に確認する。 ★ 一人で避難できない生徒への対応について検討する。
宿泊を伴う活動・食に関係する活動※ （食物アレルギー対応）	★ 食物アレルギーをもつ生徒についての情報と緊急時対応について、すべての引率教職員間で共有する。 ★ エピペン®等持参薬の管理方法について、確認する（教職員が管理する必要がある場合には引率方法を検討）。 ★ 工場見学や体験学習など、食に関係する活動があれば、その内容を十分検討する。 ★ 宿泊先や訪問先施設に対し、食物アレルギー対応態勢、実績、どこまでの対応が可能か等について確認する。その際、食事内容だけでなく、そばがら枕の使用など、触れたり吸い込んだりすることも発症原因になることに留意する。 ★ 宿泊先や訪問先での食事や活動内容について、保護者と協議をする。 ★ 万一アレルギー症状が発症した場合に備えて、以下の準備をする。 ○ エピペン®等持参薬の使用法の再確認 ○ 搬送可能な医療機関の事前調査 ○ 円滑な治療を受けるため、（必要に応じて）主治医からの紹介状を用意

※注意が必要な活動：調理実習、牛乳パックを使った工作、小麦粉粘土を使った活動、校外学習（生徒同士の弁当のおかずやおやつとの交換）、植物の栽培、給食ではない飲食を伴う活動（PTA主催イベントの模擬店など）、アレルギーとなる食品の清掃 等

(2) 校外活動の携行品

校外活動引率時の主な携行品は以下のとおりとする。
なお、必要に応じて追加することを検討する。

- | | |
|---|---|
| ☐ 緊急連絡体制表 | ☐ 生徒名簿（緊急連絡先を含む） |
| ☐ 訪問先の地図等（避難経路・避難場所） | ☐ 緊急搬送先医療機関の情報 |
| ☐ 携帯用救急セット | ☐ 携帯電話・スマートフォン |
| ☐ モバイルバッテリー | ☐ 携帯ラジオ端末 |
| ☐ 笛（危険を知らせるため） | |

(3) 校外学習開始時の対策

校外学習開始時には、以下の対策を講じることとする。

- ★ 現地に到着直後に、引率職員間（必要に応じて生徒も含む）で、緊急時の対処方法を確認する。
- ★ 校外活動開始時に、生徒に対して下記のとおり、活動中の留意事項の指導を徹底する。
 - 引率教職員の指示をよく聞くこと
 - 一人で行動しないこと
 - 集団を離れる場合は引率教職員に断ること
 - （食物アレルギーを持つ生徒がいる場合）弁当のおかずやおやつを交換しないこと
- ★ 学校側では、職員室の学年ホワイトボード（掲示場所）に、校外活動時間・内容・引率教職員連絡先等を掲示する。

◆ 校内行事に際しての危機未然防止対策

校長は、入学式、卒業式、体育祭、文化祭等の校内行事における危機未然防止として、担当教職員に指示して、以下の対策を講じるものとする。

なお、本校を会場としてPTA等がイベントを主催する場合についても、同様の対策を取ることを主催者側と事前に確認する。

(1) 事前準備

- ★ 学校施設の開放部分と非開放部分を明確化し、事前配布する案内に明記する。
非開放部分については立入禁止箇所として掲示物・テープ等で示す。
- ★ 行事会場からの非常口、避難経路、避難場所等について確認する。(行事参加予定人数と、非常口の箇所数、避難経路・避難場所の広さなどを確認)
- ★ 行事の受付(来訪者の身元確認と出席者用のリボン渡し)についてPTAに依頼する。
- ★ 特に運動会については、参加者の数が多くなることから、開催前後も含めた学校周辺の常時パトロールを、PTA及び地域ボランティアに依頼する。

(2) 校内行事当日の対応

- ★ 行事の来賓には、受付にて招待状を提示してもらう。確認後、出席者用のリボンを渡し胸の位置につけるよう求める。
- ★ 生徒保護者には、保護者カードをカードホルダーに入れて必ず持参し、胸の位置につけるか首から下げるよう求める。忘れた者には当日限りのカードを配布する。
- ★ 行事中、教職員は担当を決めて校内(非開放部分を含む)を巡回し、リボンや保護者カードを身に着けていないものがないか確認する(いた場合には声掛けし、身元を確認)。
- ★ 行事中の災害に備え、行事開始前に参加者には会場の非常口や避難経路、避難場所を伝達する。あわせて、校内立ち入り禁止区域についても説明し、理解を得る。

◆ 緊急時の非常参集体制

(1) 非常参集基準

夜間休日、休暇中などの勤務時間外に災害等が発生した場合に備え、災害等のレベルに応じた緊急時の非常参集体制を下記のとおりとする。

非常参集基準

● 地震

参集体制	参集基準	教職員の対応			
		緊急時 参集職員	校長 教頭	首席 教務主任 学校安全担当	その他 教職員
第1次参集	4 被害なし	待機 ^{*1)}	待機 ^{*1)}	待機 ^{*1)}	待機 ^{*1)}
第2次参集	4 被害あり	参集	待機 ^{*1)}	待機 ^{*1)}	待機 ^{*1)}
第3次参集	5 強又は5 弱	参集	参集	参集	待機 ^{*1)}
第4次参集	6 弱以上	参集	参集	参集	参集

※第4次参集は「自動参集」：全教職員は管理職等からの要請を待たず学校に参集。

● 風水害

参集体制	参集基準 枚方市の 警戒レベル	教職員の対応			
		緊急時 参集職員	校長 教頭	首席 教務主任 学校安全担当	その他 教職員
第1次参集	レベル3相当 大雨警報 洪水警報 穂谷川氾濫 警戒情報	待機 ^{*1)}	待機 ^{*1)}	待機 ^{*1)}	待機 ^{*1)}
第2次参集	レベル4以上 校区内の地区に 避難情報 ^{*2)} 発令	参集	待機 ^{*1)}	待機 ^{*1)}	待機 ^{*1)}

※第3次参集は、状況に応じて校長が判断。その他の事故・災害等：状況に応じて、第1～4次参集のいずれかの体制をとるかを校長が判断。

^{*1)} 「待機」となる教職員は、常に連絡が取れるような状態にしておくこと（必要に応じて応援を要請する場合があるため）

^{*2)} 避難情報とは、枚方市の発令する「高齢者等避難」、「避難指示」のこと

(2) 安全確保等の優先

勤務時間外の非常参集については、原則として自分自身と家族の身の安全を優先することとし、自宅及び家族の安否を確認後に参集する。交通手段の途絶や通勤経路上の問題によりどうしても参集できない場合には、在宅にて本部と連携を取りつつ、生徒及び教職員の安否確認等の本部業務を支援する。

◆ 事故・災害発生時の対策本部体制

(1) 事故・災害発生時の対策本部

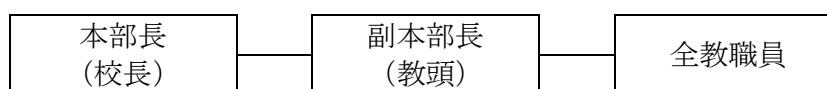
事故・災害発生時に円滑な組織対応を図るため、以下の基準に基づき、警戒本部、又は事故・災害対策本部を設置する。

本部体制	設置基準
警戒本部 (校長・教頭・首席・教務主任・ 学校安全担当・緊急時参集職員※)	*震度 5 弱又は 5 強の地震が発生した場合 *津波注意報が発表された場合
事故・災害対策本部 (全職員)	*震度 6 強以上の地震が発生 *津波警報、大津波警報が発表された場合 *学区内で発生した災害により、大きな被害(避難所が開設されるレベル)が発生した場合 *学校管理下で、死亡事故、又は治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病その他重篤な事故・災害が発生した場合 *学区内に多数の被害が同時発生(犯罪・テロ等)した場合

※緊急時参集職員は、勤務時間外に警戒本部を設置する場合のみ。

(2) 指揮命令系統

事故・災害発生時の指揮命令系統及び指揮命令者の順位は次図のとおりとし、上位者が不在者の場合には代理を務めることとする。なお、事故・災害発生時に校長不在の場合には、本部長代理者より事故・災害に関する情報を迅速に校長に伝達することとし、校長は自らの所在を明らかにする。



指揮命令者順位

順位	
1	校長
2	教頭
3	首席
4	生徒指導主事
5	教務主任

(3) 警戒本部

校長・教頭・首席・教務主任・学校安全担当・緊急時参集職員（勤務時間外のみ）を構成員とし、設置する。なお、勤務時間中に設置する場合は、生徒及び教職員の安全確保・避難誘導等を実施した後とする。業務内容は以下のとおりとする。

班	役割	準備物
警戒本部班 担当： 校長・教頭	★ 施設被害状況、異常等の確認 ★ 災害情報等の収集 ★ 使用する資器材の準備 ★ 枚方市教育委員会への報告	危機管理マニュアル 学校敷地図等図面一式 携帯型ラジオ テレビ無線装置 衛星携帯電話 携帯電話・スマートフォン

(4) 学校事故・災害対策本部

学校事故・災害対策本部の組織体制及び業務内容は以下のとおりとする。ただし、事故・災害の状況により、活動の量・内容に偏りが生じた場合には、本部長は適宜、担当を見直し、業務量に応じた人員配置体制を取るものとする。

班	役割	準備物
対策本部班 担当： 校長（本部長） 教頭（副本部長）	★ 事故・災害の情報収集・取りまとめ ★ 校内の被災状況把握と応急対策の決定、指示 ★ 各班との連絡調整 ★ 緊急時持ち出し品の搬出・保管 ★ 記録日誌・報告書の作成 ★ 枚方市教育委員会との連絡調整 ★ 枚方市災害対策本部との連絡調整 ★ 報道機関への対応 ★ 学校再開に向けた対応 ★ 〔学校事故発生時のみ〕 教職員、生徒への聴き取り、 被害生徒の保護者など個別の窓口	危機管理マニュアル 学校敷地図等図面一式 携帯型ラジオ、テレビ、 ハンドマイク 拡声器、ホイッスル、 トランシーバー、無線装置、 衛星携帯電話、 携帯電話・スマートフォン 懐中電灯 緊急活動の日誌
安否確認 避難誘導班 担当：全職員	★ 生徒及び教職員の安否確認 ★ 安全な避難経路での避難誘導 ★ 負傷者の把握 ★ 下校指導及び学校待機生徒の掌握・記録 ★ 行方不明の生徒、教職員の把握・報告	クラスの出席簿行方不明者 記入用紙（生徒・教職員）

安全点検 消火班 担当：全職員	★ 初期消火 ★ 避難、救助活動等の支援 ★ 施設・設備の被害の状況確認 ★ 校内建物の安全点検・管理 ★ 近隣の危険箇所の巡視 ★ 二次被害の防止	消火器 ヘルメット 携帯型ラジオ 道具セット 手袋 被害調査票等
応急復旧班 担当：全職員	★ 被害状況の把握 ★ 応急復旧に必要な機材の調達と管理 ★ 危険箇所の処理、立入禁止措置・表示等 ★ 避難場所の安全確認	被害調査票等 ヘルメット 構内図 ロープ 標識 バリケード等
救護班 担当： 生徒指導部	★ 生徒及び教職員の救出・救命 ★ 危険箇所等の確認 ★ 負傷者の搬出 ★ 負傷者の負傷程度の確認・通報	安全靴等 防災マスク、ヘルメット 毛布、革手袋 トランシーバー、担架 A E D
救急医療班 担当： 養護教諭 スクール カウンセラー等	★ 医師等の確保、手当備品の確認 ★ 負傷者の保護・応急手当 ★ 関係医療機関との連携 ★ 心のケア	応急手当の備品 健康カード 担架、水、毛布、A E D
保護者連絡班 担当： 教頭・首席 生徒指導主事 及び学級担任	★ 引渡し場所の指定 ★ 保護者等の身元確認、生徒引渡し ★ P T Aとの連絡調整 ★ 保護者会の開催	非常変災時の対応カード 出席簿 集合場所でのクラス配置図
避難所協力班 担当： 教頭・首席	★ 市区町村及び自主防災組織と連携した避難所の運営支援 ★ 避難者の名簿作成 ★ 緊急物資の受け入れと管理 ★ ボランティアの受け入れ ※本校に避難所が開設された場合のみ	マスターキー バリケード ラジオ、ロープ、テープ 校内配置図避難者への指示 (文書)

全ての教職員は、上記の役割分担に基づき、事故・災害の発生時に必要な対応を取ることができるよう、研修・訓練等を通じてその役割を習熟しておく。

また、不在・被災等により上記の役割分担を果たせない教職員が出た場合、事故・災害等の進展状況により各班の業務量に偏りが生じた場合などは、対策本部班の調整に基づき、上記の役割分担を変更することがある。このため、全ての教職員は、事前に定められた役割のみならず、他の役割についても概略を理解しておく。

◆ 保護者への緊急連絡・通信手段

保護者への緊急連絡は、以下の方法で行うこととする。なお、緊急時の連絡手段について、年度初めに保護者に伝達する。

【学校から家庭への緊急連絡】

① 一斉メール配信（ミルメール）

入学時に保護者のメールアドレスを登録し、その後は年度初めにアドレスの変更等確認を行う。メールアドレスの登録が困難な家庭には電話にて連絡する。保護者からの返信の必要のない連絡事項を伝達する際に用いる。

② 本校ウェブサイト（ブログ）

個人情報に配慮した全校的な連絡事項を掲載する。

【家庭から学校への連絡（双方向の連絡）】

① 電話・メール：入学時に保護者の緊急連絡先を把握する。

② 災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）

大きな災害が発生した場合、家庭の安否情報を登録するように依頼する。

③ オンライン授業システム

オンライン授業システム「Meet」や「まなびポケット」に含まれる連絡帳ツールを用いて学級担任と家庭との双方向のやり取りが可能となる。

※災害による通信途絶・停電等により、上記の手段が使えない場合には、校門横掲示板や公民館の掲示板を使って学校からの連絡事項を伝達すること、安否確認や被害調査等は教職員による家庭訪問（避難所訪問）によって実施すること等について、あらかじめ保護者と認識の共有を図る。

◆ 教職員間の緊急連絡・通信手段

教職員の緊急連絡は、ミルメール配信又は緊急連絡網を用いる。ただし、災害状況によりこれらの手段が利用できない場合は、災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）を活用する。

◆ 関係機関の緊急連絡先一覧

事故・災害等発生時に連携する可能性のある関係機関の連絡先は以下のとおり。校長は、毎年度初めに担当教職員に指示し、最新の連絡先となっているかどうか確認するものとする。

(1) 枚方市・公的機関

機関名	電話・FAX	住所・メール	備考
枚方市教育委員会			
生徒課	TEL : 050-7105-8048	枚方市車塚 1-1-1	
施設課	TEL : 050-7105-8208	枚方市車塚 1-1-1	
近隣の学校			
桜丘小学校	TEL : 050-7102-9028 FAX : 072-840-5767	枚方市村野本町 30-1	
桜丘北小学校	TEL : 050-7102-9128 FAX : 072-847-2662	枚方市星丘 4-31-1	
東海大仰星高校	TEL : 072-849-7211 FAX : 072-849-0246	枚方市桜丘町 60-1	
枚方市・公的機関			
危機管理部 危機管理対策推進課	072-841-1270		
枚方保健所	072-841-1221	枚方市大垣内町 2-1-20	
枚方警察署（生活安全課）	072-845-1234	枚方市大垣内町 2-16-8	
枚方警察署（村野交番）		枚方市村野本町 1-33	
枚方消防署 中宮出張所	072-852-9832	枚方市池之宮 3-4-28	
枚方寝屋川消防組合 緊急情報管理センター	072-852-9800	枚方市南中振 1-16-30	

※枚方市教育委員会への報告は、「被害状況連絡票」を用いて行う。

(1) 医療機関

機関名	電話・FAX	住所・メール	備考
関根医院	072-845-1511	枚方市山之上 4-1-1	(学校医) 内科
なかせ こどもクリニック	072-805-3580	枚方市中宮北町 1-15	(学校医) 内科
田辺眼科	072-867-0016	枚方市牧野下島町 14-1	(学校医) 眼科
耳鼻咽喉科 いとうクリニック	072-844-4187	枚方市伊加賀北町 7-52-301	(学校医) 耳鼻科
四宮歯科クリニック	072-831-4555	枚方市北中振 1-10-20	(学校医) 歯科
いいだ歯科クリニック	072-807-8300	枚方市岡東町 23-8	(学校医) 歯科
枚方いつき薬局	072-808-6816	枚方市山之上東町 7-17	(学校医) 薬剤師
田中外科	072-848-8623	枚方市中宮本町 17-10	整形外科 外科
李クリニック	072-849-6304	枚方市星丘 2-14-26	整形外科 外科
枚方東整形外科病院	072-858-7272	枚方市津田西町 1-37-8	整形外科
丸岡医院	072-849-2211	枚方市村野本町 6-13	整形外科
服部あたまクリニック	072-840-0929	枚方市禁野本町 1-16-5-101	脳外科
星ヶ丘医療センター	072-840-2641	枚方市星丘 4-8-1	総合
市立ひらかた病院	072-847-2821	枚方市禁野本町 2-14-1	総合
関西医大枚方病院	072-804-0101	枚方市新町 2-3-1	総合
交野病院	072-891-0331	交野市松塚 39-1	総合
香里ヶ丘有恵会病院	072-853-1181	枚方市香里ヶ丘 5-8-1	総合
新世病院	072-848-0011	枚方市田口 5-11-1	総合

※受診時にはかならず事前に電話連絡すること。

◆ 通信・情報収集手段

(1) 事故・災害発生時の通信・情報収集手段及び情報収集先

事故・災害の初期段階での通信・情報収集手段は以下のとおりとする。

- ★ CD ラジカセ（ラジオ機能）、必要に応じて教職員の自家用車車載ラジオ
- ★ 教職員のスマートフォンアプリ
- ★ 電話・FAX、教職員のスマートフォン、乾電池式充電器、モバイルバッテリー
- ★ 職員室設置 PC
- ★ 防災行政無線（受信機）、広報車

津波情報をはじめ災害等に関する情報や避難に関する情報の収集先は以下のとおり。

- ★ 枚方市ウェブサイト (<https://www.city.hirakata.osaka.jp/>)
- ★ 枚方市 X (@hirakata_city)
- ★ テレビ・ラジオ各局放送、FM ひらかた (FM77.9kHz)
- ★ 枚方市危機管理ポータル (<https://www.city.hirakata.osaka.jp/kikikanri/>)
- ★ 国土交通省防災ポータル
(<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/olympic/index.html>)
- ★ 国土交通省川の防災情報 (<https://www.river.go.jp/index>)
- ★ 気象庁防災情報 (<https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>)
- ★ 防災アプリ (NHK ニュース・防災、Yahoo!防災速報等)
- ★ ラジオアプリ (radiko、その他のラジオアプリ)

平時から、以下の対策により災害発生初期の情報収集に備える。

- ★ 携帯型ラジオは、予備の電池とともに持ち出せるようにする。
- ★ 携帯型ラジオは、ワイド FM 受信のため、94.9MHz まで受信可能なものとする。
- ★ 携帯型ラジオには、下図のようなラベルを取りつけ、ラジオ局と周波数がわかるようにする。



NHK らじる☆らじる : 88.1 MHz
FM ひらかた : 77.9MHz

- ★ 職員室の PC には、上記の情報収集先をお気に入り登録しておく。
- ★ 『NHK ラジオ らじるらじる』のサービス・アプリについては、教職員は各自スマートフォンにインストールしておく。
- ★ 校長・教頭・学校安全担当は、スマートフォンを常に携帯しておく。

(2) 校内の情報伝達手段

災害発生時には、停電等により校内放送設備が使えない可能性があるため、校内の情報伝達手段として以下の手段を備える。

手段（備品）	保管場所
拡声器（5台）	職員室後方のロッカーの上
トランシーバー（子機13台）	職員室後方のロッカー内
ホイッスル	個人所有分のみ

校内放送が使用不可と判明した場合には、校長の指示を受けた複数の職員が拡声器とホイッスルを使って避難指示等を行う。授業中は1階・2階・3階・4階教室に向けて手分けをする。

(3) 外部との相互通信のための手段

本校は枚方市の第2次指定避難所として指定されている。災害時に枚方市災害対策本部との相互通信や、関係機関との連絡に使用するための機器を一覧で示す。

手段（備品）	保管場所
移動系無線装置	なし
衛星携帯電話（1台）	なし
災害時優先電話（1台）	なし
災害時用公衆電話 （特設公衆電話）（1台）	なし

なお、万一、上記の機器を含め、すべての通信手段を利用できない場合には、伝令等の直接的な手段を用いることを検討するものとする。

◆ 緊急時持ち出し品の内容、保管場所、担当者

(1) 緊急時持ち出し品（職員室前方棚）

避難する際の緊急時持ち出し品は以下のとおりとする。すぐに持ち出せるよう、持ち出し袋にまとめ、職員室前方棚に備える。個人情報を含むため、管理を厳重にすること。なお、キャビネット横には「本部」の案内旗を備えて、避難の際には緊急時持ち出し品とともに持ち出す。

避難に用いる物品	★ 危機管理マニュアル ★ 懐中電灯、単一電池×2 ★ 携帯型ラジオ・電池 ★ ハンドマイク、ホイッスル ★ タブレット PC (iPad) →教職員に貸与済み
応急手当に用いる物品	● 救急用品セット（ハサミ、ピンセット、消毒液、滅菌綿棒、絆創膏、伸縮包帯、滅菌ガーゼ、サージカルテープ、三角巾等）
名簿・各種連絡先	★ 家庭連絡票 ★ 引渡しカード ★ 関係機関の緊急連絡先一覧
各種図面	● 各種防災設備の配置図
各種様式	★ 事件・事故・災害等発生時の記録用紙 ★ 枚方市教委への緊急連絡票

緊急時持ち出し品の担当者順位は以下のとおりとする。

順位	氏名
1	教頭
2	首席
3	教務主任

(2) 緊急時持ち出し品（保健室）

保健室に、医薬品・救急用品セットを備える。避難の際には、養護教諭が持ち出すこととする。

(3) 各学級の持ち出し品

各学級には、以下の物品を入れた「緊急持ち出し袋」を配置する。毎年度初めに各学級担任は、内容物を確認の上、必要に応じて更新する。

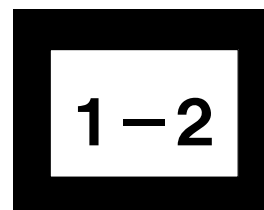
学級用 緊急持ち出し袋	メガホン、懐中電灯、単一電池×2、タオル、三角巾、マジック、軍手、ホイッスル、クラス名簿
----------------	--

また、出席簿の裏面には、避難・引渡し時に掲げてクラスを判明しやすくするため、
クラス番号を大きく記載する。

【表面】



【裏面】



各学級担任（もしくは授業担当教員）は、事故・災害等の発生により避難する場合、上記の出席簿及び学級用緊急持ち出し袋を持ち出すものとする。

◆ 重要書類等の保管・整備

（１）学校運営上の重要物品・重要書類

学校運営に関する重要物品・書類は、災害等による損壊を避けるため、以下のとおり保管する。校長は、学校安全担当者に指示して毎年度当初に、保管場所の被災可能性が低いこと、保管内容物の過不足がないことを確認するものとする。

保管場所	内 容
校長室設置の 耐火・防水キャビネット (施錠保管)	★ 校長印 ★ 職印 ★ 学校沿革史 ★ 職員人事関係書類等 ★ 卒業生台帳 ★ 指導要録

（２）学校関係図面の整備

事故・災害等に備え、以下の図面を校長室に保管する。

- ★ 校地・校舎平面図（白図）
- ★ 校舎等の電気配線図
- ★ 校舎等の水道配管図
- ★ 校舎等の電話配線図

◆ 事件・事故・災害等発生時の情報整理様式

事件・事故・災害等発生時の情報整理様式

月日		時間	発生した事柄	対応者	学校対応	補足

記録すべき内容の例

- ★ 事件・事故・災害被害等の発生状況・概要
- ★ 負傷者・被害者の事件・事故・災害発生直後の状況
(氏名、学年、保護者氏名、症状、応急手当、搬送時刻、搬送先)
- ★ 学校の対応状況(時刻、対応者名・関係者名)
- ★ 学校から外部への連絡状況(時刻、対応者名・関係者名)
- ★ 警察等関係機関との連携状況
- ★ 報道機関等への対応状況

※事故・災害時における状況判断と意思決定のためには、事実関係を時系列などの形でしっかりと整理しておくことが重要です。このような様式をあらかじめ用意しておき、訓練などで使用して、記入作業に慣れておきましょう。

※実際の事故・災害時には、当初は黒板・ホワイトボードなどに記載して教職員間で共有しやすいようにしておくことが有効です。その後、パソコンに入力したり、写真撮影したりすることで、保存性を高めます。

◆ 事故・事件対応記録様式

生徒が事故・事件の被害にあった場合には、以下の様式を用いて情報を整理する。

事故被害生徒（ ）年（ ）組 名前： 保護者氏名： TEL：	
※校内関係者がいる場合 関係者（ ）年（ ）組 名前： 関係者（ ）年（ ）組 名前：	
発生日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分
事故概要	
発生場所	
原因等	
事故発生後の様子	意識・出血・呼吸・脈・体温・顔色・痙攣・疼痛・外傷等
応急措置	気道確保・人工呼吸・胸骨圧迫・AED・止血・異物の除去・保温・冷却・衣服をゆるめる・体位・手足のマッサージ等
搬送先病院	TEL：
病院等での容態	
保護者への連絡状況	
備考	

◆ 家庭との共有事項

(1) 保護者との共有の時期・方法・内容

校長は、各学級担任を通じて、保護者に対し以下①～④に記載する事項を確実に依頼・周知する。

■依頼・周知時期：新1年生は新入生説明会、他学年は毎年度最初の保護者会、学年途中の転入生徒については転入手続き時

■依頼・周知方法：保護者会における資料配付、及び学級担任からの説明

①学校と家庭の情報伝達・連絡方法について

学校から家庭へ情報伝達するための手段として、入学時に、ミルメールへの保護者メールアドレスの登録を依頼する。

あわせて、学校と家庭の情報伝達・連絡の手段として以下の点について周知する。

○学校から家庭への情報伝達手段

- 1) ミルメール
- 2) 本校ウェブブログへの掲載

○家庭と学校との相互連絡手段

- 1) まなびポケット『連絡帳』
- 2) 電話

○電話・メールが利用不能な場合の代替手段

- * 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）
- * 家庭訪問（不在だった場合にはメモ等を残す）
- * 避難所への巡回
- * 下記の方法による保護者への「学校への連絡」呼びかけ
 - ・ 本校ウェブサイトへの掲載
 - ・ 学校入口（校門）への掲示
 - ・ 避難所への掲示
 - ・ P T A役員、地域町内会役員などへの伝言依頼
 - ・ 枚方市からの広報（枚方市教育委員会を通じて要請）

②各種基準について

事故・災害発生時の各種基準について、保護者に周知する。

○生徒の一斉下校、引渡し、学校待機の基準

○災害発生が予測される場合の臨時休業の判断基準・判断時刻・連絡方法

③家庭で話し合っておく事項について

事故・災害が発生した場合に対する家庭での備えについて、総合防災訓練の際など、各家庭で話し合う機会をつくる。特に、生徒と保護者が離れている時の対応として、以下の点について各家庭の状況に応じた話し合いを促すこととする。

- ★ 登下校中、通学路で危機事態が発生した場合の対応（実際に歩いて確認）
 - 自宅・学校のどちらに向かうか（自宅に保護者がいて、被災地点が自宅に近ければ自宅に戻る、保護者不在の場合や学校に近い場合には学校へ行く等）
 - 大きな地震の場合の避難先（近隣の津波避難ビル）
 - 通学路上の「子ども 110 番の家」の場所
- ★ 自宅で保護者が不在のときに危機事態が発生した場合の対応
 - 自宅で自分の身を守る行動の取り方
 - 保護者との連絡の取り方（複数の手段）
- ★ 公共交通機関が途絶し両親が勤務先から戻ることができない場合の対応
 - 学校にいる場合には学校で数日間待機する可能性があることを確認

④引渡し of 事前登録と引渡し方法について

年度初めに、「非常変災時の対応カード」を記入してもらい、学校・保護者ともに 1 部ずつ保管する。また、引渡しに関する以下の留意点についても伝達する。さらに、引渡しの場所と方法、動線等についても併せて伝達する。

- ★ 非常変災時の対応カードは、毎年更新することとします。
- ★ 非常変災時の対応カードは、必要事項を記入の上、財布などに入れて常に身に着けるようにしてください。
- ★ 津波や川の氾濫、土砂災害、火災、犯罪被害等の危険がご自身の身に迫っている場合には迎えに来ないでください。
- ★ 学校に迎えにいらした段階で周囲に危険が迫っている場合には、生徒を引き渡さず保護者とともに学校に留まる、もしくは生徒・教職員とともに避難場所へ避難することをご了承ください。
- ★ 通学路にある土砂災害警戒区域は、地震や大雨の際に、二次災害としての土砂災害が想定されています。そのため、生徒の送迎にはこの区域を避けて通行するようにしてください。

（2）校外活動など通常授業とは異なる状況での対応について

通常授業とは異なり学校外で活動・学習を行う際に事故・災害が発生した場合の対応について、校長は、活動のしおりや事前説明会等で保護者に対して伝達する。

◆ 引き渡し事前登録カード

非常変災時の対応について			
自宅が浸水区域である(※1) はい ・ いいえ		自宅が土砂災害警戒区域である(※1) はい ・ いいえ	
基本的に、中学校では安全確認の後、集団下校を行います。集団下校を行うか、引き渡しを希望されるか、矢印に従い○をつけ、下の欄に進んで下さい。			
↓ 1、集団下校する		↓ 2、引き渡しを希望する	
↓ 記入は終了です。		↓ 下記の欄をご記入ください。この欄に記入されている方以外には引き渡しはできません。	

	引き取り者名	続柄	連絡先(つながる連絡先をお願いします)
1			
2			
3			
4			
5			

※1：インターネットで検索し、以下のように進んで下さい。

「枚方市ハザードマップ」→「令和6年度 防災ガイド(ハザードマップ)について」このページ内の「枚方市防砂ガイド(地図面)」からご自宅のエリアを選択いただき、ご確認下さい。

PDFファイルの中に河川洪水のケースが複数あります。(淀川、穂谷川、天の川など)全てご確認いただき、想定浸水深の深さに関わらず、ご自宅がどこか1つの河川洪水でも想定浸水深にあてはまる場合は、「はい」に○をつけてください。土砂災害警戒区域に関しても、同じPDF内の「内水・土砂災害ハザードマップ」をご確認下さい。

◆ 地域・関係機関等との連携

(1) 連携・協力支援の相手先・内容

事前・発生時・事後の危機管理のため、関係機関等から協力・支援を受ける事項及び連携内容は、おおむね以下のとおりとする。

連携する関係機関等	協力・支援を受ける事項、連携内容
教育委員会	危機管理体制に関する指導・助言、学校安全に関する情報収集と提供、スタッフの派遣等、教職員等の資質向上、関係機関・団体等との連絡調整、地域住民への啓発活動、施設設備等の整備、事故・災害時の状況報告に向けた事前検討
近隣の学校＊	不審者情報の共有、災害対応（臨時休業等）の検討、事故等発生時のサポート
自治体防災担当部局	防災専門家の紹介、避難計画の検討、防災拠点（避難所）の運営に関する検討、防災専門家の紹介
P T A ＊	不審者情報の共有、通学路の安全点検、防犯パトロール、生徒への指導、事故等発生時における協力
自治会 自主防災組織＊	学校施設の鍵の保管について、防災拠点（避難所）の運営に関する検討
消防	消火・避難訓練の支援（講師・講評等）、消火・避難訓練の支援（講師・講評等）、救急処理、病院への搬送
警察	防犯教室・防犯訓練の支援（講師・講評等）、不審者情報の提供、要注意箇所の点検、防犯パトロール、不審者の保護・逮捕等
地域の関係団体、住民、ボランティア等	不審者情報の共有、防犯パトロール、事故等発生時の避難場所の提供（子ども 110 番の家等）、事故等発生時の安全確保と通報（登下校時、校外活動時）
放課後クラブ	避難計画等の検討・共有、引渡しに関する連携
学校医、地域医師会	学校の衛生管理、治療、カウンセリング
近隣の商店や企業	地域の見守り、事故等発生時の避難場所の提供（子ども 110 番の店等）、生徒の安全確保と通報（登下校時、校外学習時）
高層住宅管理者	津波発生時の避難場所の提供

＊印：地域教育協議会構成員

(2) 地域教育協議会

校長は、近隣の学校と連携した地域教育協議会を開催し、(1)に示した表の*印の主体とともに、学校安全に関する意見交換や意見調整を行い、連携・協力支援体制の構築・維持を図るものとする。

目的	<u>日頃から関係者が連携を深め、生徒の安全確保が円滑に行えるようにする。</u> *校長・教頭・首席（・学校安全担当）等が地域との連絡窓口として周知される。 *地域や関係機関の担当者が学校関係者に周知される。 *学校の取組や体制、生徒の状況について情報を共有することでネットワークが構築され、お互いが迅速に対応できる。 *事務局は桜丘中学校におく。	
委員会の構成	本校・桜丘小学校・桜丘北小学校の教職員	校長、教頭、首席、 (学校安全担当)
	本校・桜丘小学校・桜丘北小学校のPTA	会長、関係役員・担当者
	枚方市教育委員会	担当者
	(警察署担当者)	
	(消防署担当者)	
	桜丘小校区コミュニティ協議会会長・桜丘北小校区コミュニティ協議会会長	
	桜丘小校区コミュニティ協議会会長・桜丘北小校区コミュニティ協議会会長	
	ボランティア団体代表	
	交通安全指導員代表	
	子ども110番の家等協力者代表	
開催時期・内容	・【4月】顔合わせ、体制の確認、地域の状況について情報交換 ・【各学期1回】地域・学校の状況について情報交換、各種取組について意見交換 *事故等を未然に防ぐ日常的な取組 *事故等が発生した場合の取組 ・【臨時開催】事故発生時等に地域・学校の状況について情報交換	
その他	・委員会の内容について、公開できる情報については枚方市広報誌や学校だより、学校ウェブサイト（ブログ）等で共有する。 ・その際、個人情報の取扱について厳重に配慮する。	

(3) 避難所運営に関する事前協議・調整

本校は枚方市の第2次指定避難所に指定されており、近隣の住民が災害時に避難することとなっている。

避難所の開設・運営は、枚方市災害対策本部及び上記3自治会で構成する避難所運営協議会により行われることから、本校は施設管理者としてこれを支援するため、以下の点について事前に協議・調整を行っている。

① 勤務時間外の避難所開設に伴う鍵の保管

勤務時間外など教職員不在時の避難所開設に備え、避難所開設・運営に関わる枚方市担当者及び地域の自治会役員等が校門・体育館の鍵を保管することとする。(別表「校門・体育館の鍵の管理票」参照)

② 避難所としての学校施設の利用方法

具体的にどこをどのように利用するかについては、以下の点に留意する。

- ★ 開放区域については、避難者利用開始直後に開放する第一次開放スペース、避難者が増えた場合に開放する第二次開放スペースに区分する。
- ★ 地震災害の場合と風水害（浸水被害あり）の場合とで異なる計画を作成する。
- ★ 災害救援物資が搬入される際の保管場所をあらかじめ明確化する。
- ★ 生徒の安全確保や授業再開時の混乱防止のため、避難所エリアと教育活動エリアを分離するとともに、生徒と避難者の動線を区分する。

③ 本校による避難所運営支援内容

本校は学校の施設管理者として、本校における避難所開設及び運営において以下の支援を実施する。

- ★ 施設・設備の安全確認、危険区域・非開放区域等の立ち入り禁止措置
- ★ 避難所運営協議会の会議への参加、必要な助言・支援

◆ 津波避難計画

(1) 避難場所

地震発生後の避難場所は下表のとおりとする。

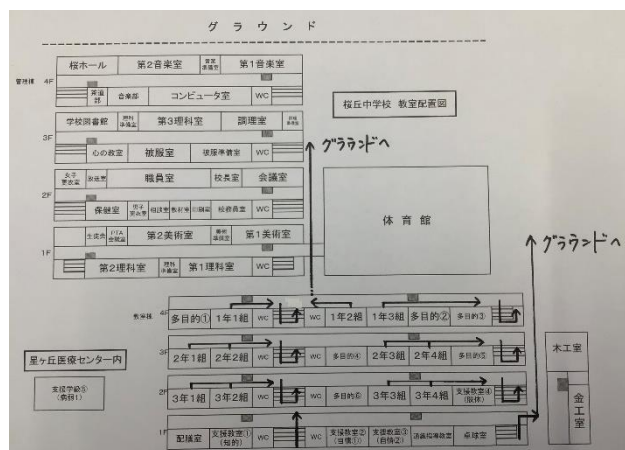
なお、津波の到達予想時刻等を鑑みて、校長は、直ちに第2避難場所への避難を指示するものとする。

初期対応	机の下（もしくは「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所）
第1避難場所	本校校庭
第2避難場所	本校教室棟、及び管理棟の3～4階に避難し、屋内安全確保を図る。（ハザードマップの想定浸水深により、屋内安全確保が可能と判断される）

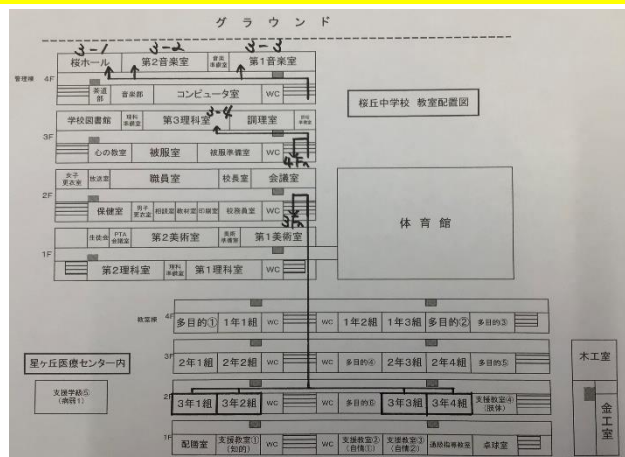
(2) 避難経路

避難場所までの避難経路は下図のとおりとする。

【第1避難場所まで】※避難開始から完了までにかかる時間の目安：4分



【第2避難場所まで】※避難開始から完了までにかかる時間の目安：4分

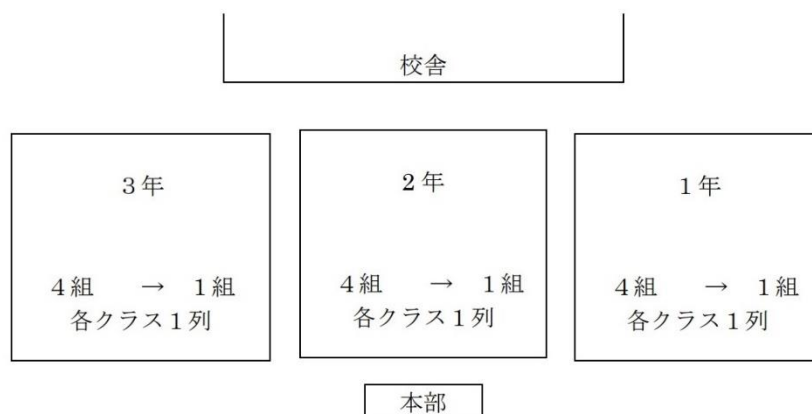


(3) 避難誘導方法

避難誘導の方法は以下のとおりとする。

【第1避難場所へ】

- ★ 地震の際のクラスごとの避難経路を教室内に掲示し、日頃から生徒にも周知する。
- ★ 避難経路の安全を確認した上で避難誘導を行う。
- ★ 教職員より避難経路及び行動について継続的に声掛けをする。また、パニックにならないよう落ち着かせる。
- ★ 天候や季節によっては避難の際に教室から防寒具（上着）を持参する
- ★ 校庭での隊形は以下のとおりとする。



【第2避難場所へ】

- ★ 教職員より避難経路及び行動について継続的に声掛けをする。また、パニックにならないよう落ち着かせる。
- ★ 教職員は、クラス隊列から離れないよう、隊列が長くなりすぎないように支援する。
- ★ 負傷者がいる場合には、保健室に備えてある簡易担架・布担架で運ぶこととする。
- ★ 生徒を引取りにきた保護者や学校に避難してきた地域住民とともに避難する可能性を検討する。ともに避難となった場合は、要配慮者への協力・支援を求める。

【その他の留意点】

- ★ 避難後は、警報等の解除を確認した上で、安全な場所で保護者に生徒を引き渡すことを基本とする。
- ★ 津波到達予想時刻を過ぎても気を緩めることなく、さらなる避難の可能性を念頭に置き情報収集を続ける（津波は繰り返し襲来する）。
- ★ 避難完了後も、周囲の状況を把握することを常に心がける。また、余震に注意する。

(4) 避難計画の報告

校長は、本避難計画を作成、見直した際には、枚方市担当部局を通じて、枚方市長に報告するものとする。

◆避難訓練の実施

(1) 訓練計画の策定

年間の避難訓練計画を策定する際には、地震及び火災の訓練については予告の有無、状況設定等に関して、以下の組み合わせで設定し、その他の訓練として、不審者侵入訓練及び弾道ミサイルに関する訓練は予告あり・授業中の設定とする。

特に、津波避難に関して、全生徒・教職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を必ず実施する。その他の条件については、全てのパターンを年度内に実施することは困難であるため、複数年度単位で計画する。

【地震（津波）及び火災の訓練】

事故・災害		予告有無		他の条件
地震①（津波危険あり）	×	予告あり	×	避難経路一部使用不可
②（火災あり）				管理職不在
火災①（校内より発災）	×	予告なし	×	電話不在・停電あり
②（近隣より発災）				朝学習・休み時間・放課後

※授業中に実施の場合は、特別教室・体育館・運動場・プールにて授業中のクラス、非常勤講師による授業中のクラスを設定し、訓練を実施する。

【その他の訓練】

不審者侵入（予告あり・授業中）
弾道ミサイル（予告あり・授業中）
引渡し訓練（実施予定）

また、発災直後に身を守るための基本動作・避難時の基本動作・避難経路について各クラスにて実施することとし、1学期の避難訓練は基本動作を実際に行い、あらかじめ決められた避難をすることができることを目標として実施する。

その他、以下のような工夫点も盛り込む。

- ★ 緊急地震速報チャイム音を活用するほか、緊急地震速報がないまま地震動が発生する場合も想定する。
- ★ 訓練にリアリティ・臨場感をもたせるため、避難経路に落下物の配置、行方不明生徒の発生を想定したり、消火器・消火栓・担架等の活用、緊急時持ち出し品の持ち出し等を実際に行ったりする。

(2) 家庭と連携した訓練の実施（情報伝達・引渡し訓練）

家庭と連携した訓練としては、以下の訓練を実施する。

5 月下旬	●ミルメールを用いた情報伝達訓練を実施する。 ※教職員のメール送信方法確認・保護者のメール受信確認を兼ねる。
未定	★ 全校一斉引渡し訓練を実施予定。 ★ 学校公開日（土曜日）の最終校時に訓練を設定し、多くの保護者が参加しやすいように配慮する方針。 ★ ミルメールで引取り依頼のメールを一斉送信した上で、非常変災時の対応カードと引渡し控えカードの使用を試す。

(3) 地域や関係機関と連携した訓練の実施

消防署や警察署等関係機関の担当者に学校主催の訓練に参加してもらい、訓練後に講話・講評してもらうことも検討する。

(4) 訓練後の留意点

訓練実施後には、訓練の効果が高められるよう、「避難訓練振り返りシート（生徒向け）」を用いて反省事項等についてもよく指導する。

なお、不審者対応訓練及び弾道ミサイル発射情報に対する訓練については、必要以上に不安にさせることのないよう、適切な対応をすれば身を守ることができることを事前にしっかりと伝える。訓練後に不安な気持ちを持つ生徒がいた場合には、スクールカウンセラー等と連携し、個別対応する。

◆ 教職員研修

(1) 教職員向け校内研修計画

校長は、担当教職員に指示して、毎年度、学校安全に関する教職員の校内研修に関する計画を策定し、学校安全計画に位置付けて、実施するものとする。

校内研修の内容及び実施時期は、下表を目安とし、基礎知識の習得、状況想定型訓練による実践力向上、マニュアルの想定を超えた事態等に対処するための応用力の獲得まで、段階的に教職員の能力向上を図るものとし、学校行事や過年度実施研修の状況、外部研修の共有状況等により適宜調整する。

4月上旬	● 危機管理マニュアル読み合わせ（全教職員） ※地域のハザードマップ（及びその想定を超える事象が発生する可能性があること）の確認を含む。 ● 校内訓練年間計画及び訓練要領の確認（全教職員） 文部科学省「教職員のための学校安全 e-ラーニング」 ※自身が対象となるコース未受講の場合は4月中に必ず受講し、「受講修了証」を学校安全担当に提出する。
4月中旬～下旬	● 備品・備蓄品等の所在確認及び使い方講習 ● 校内防災設備の使い方講習
5月～8月	● 救命救急訓練（AED講習を含む） ● 不審者対応訓練 ● 地震対応の図上演習 ● 風水害のタイムライン演習（管理職・第三次参集要員のみ）
9月	● 総合防災訓練 ● 心のケア研修会
10月～1月	● 安全点検研修（定期・臨時・日常点検の視点を学ぶ研修） ● 地震対応のシナリオシミュレーション ● 防災ゲーム演習（臨機応変の対応を学ぶ） ● 地域防災訓練への参加（管理職のみ）
2月～3月	● 危機管理マニュアル見直し

(2) 職員会議での話題提供

校長は、教職員の学校安全に対する意識の維持・向上のため、職員会議の時間を使って、学校安全担当者より、本校の学校安全に関する課題や社会的に注目されている災害・事故・事件の学校安全の側面に関して話題提供し、議論する機会を設ける。

(3) 校外研修等の活用

校長は、枚方市・大阪府などが開催する学校安全に関する研修に、学校安全の担当教職員を積極的に派遣し、当該教職員の資質・能力の向上を図るとともに、関連の最新情報等の入手に努める。また、担当教職員が校外研修で得られた情報を確実に校内の全ての教職員に伝達・共有するよう、伝達・共有の機会を設ける。

学校安全の担当教職員は、上記の校外研修に加え、文部科学省の学校安全ポータルサイト（<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>）を定期的に確認し、学校安全に関する新たな情報を入手して、校内に伝達・共有するよう心がける。

◆ 安全教育

(1) 安全教育の目標と学校安全計画への位置付け

本校における安全教育の目標を以下のとおりとする。

安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。

この目標に基づき、本校生徒が安全に関する資質・能力を確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を取り入れながら、枚方市の歴史・実情に応じた教育内容を編成し、毎年の学校安全計画へ位置付けることとする。

(2) 生活安全、交通安全、災害安全に関する教育内容

下記の資料に記載された「安全に関する指導の内容例」を参考に、生活安全、交通安全、災害安全に関する教育内容を検討し、毎年度、学校安全計画を作成して、計画的に安全教育を実施する。またその際、安全点検や避難訓練によって明らかになった課題に関する指導を盛り込み、安全教育を通じて安全に関する生徒の資質・能力を育成するよう努める。

文部科学省『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』（平成 31 年 3 月）
p.136～145 安全に関する指導の内容例
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/seikatsu03_h31.pdf

(3) 家庭や地域社会と連携した教育

地域に根ざした学びにより生徒の自助、共助、公助の力を養うため、家庭や地域、警察・消防等関係機関と連携した教育を実施する。具体的な方法は以下のとおり。

- 学校で行う安全教育に、警察署・消防署等専門家の指導を活用する。
 - ・自転車交通安全教室
 - ・セーフティ教室（犯罪被害に遭わないための指導）
- 地域にある安全に関する施設（防災資料館等）や、各種副教材を活用する。
 - ・枚方市防災ガイド
 - ・学校図書館での催し（10 月イベントを防災・安全関係とする）
- 地域で安全を守る人々の業務内容について、調べたり体験したりする。
 - ・地域の消防団の活動を知る。
 - ・子ども 110 番の家・地域の見回り活動など地域ボランティア活動を知る
- 通学路の安全マップを作成し、点検に活用する。
 - ・マップは総合的な学習の時間で作成する。
 - ・作成したマップを基に保護者・地域関係者・警察と合同で通学路の点検をする。
 - ・点検結果をグループごとに発表し、共有する。
 - ・親子地域見守り隊（保護者ボランティア）とともに一斉下校し安全な下校について学ぶ機会を設ける。
- 地域で開催される安全に関する行事に参加する。

なお、地域住民や関係機関の協力を得る際には、教育の目的やねらいについて事前に説明し、十分な理解を得ることとし、あわせて、教育実施後には意見・講評等のフィードバックを得ることとする。

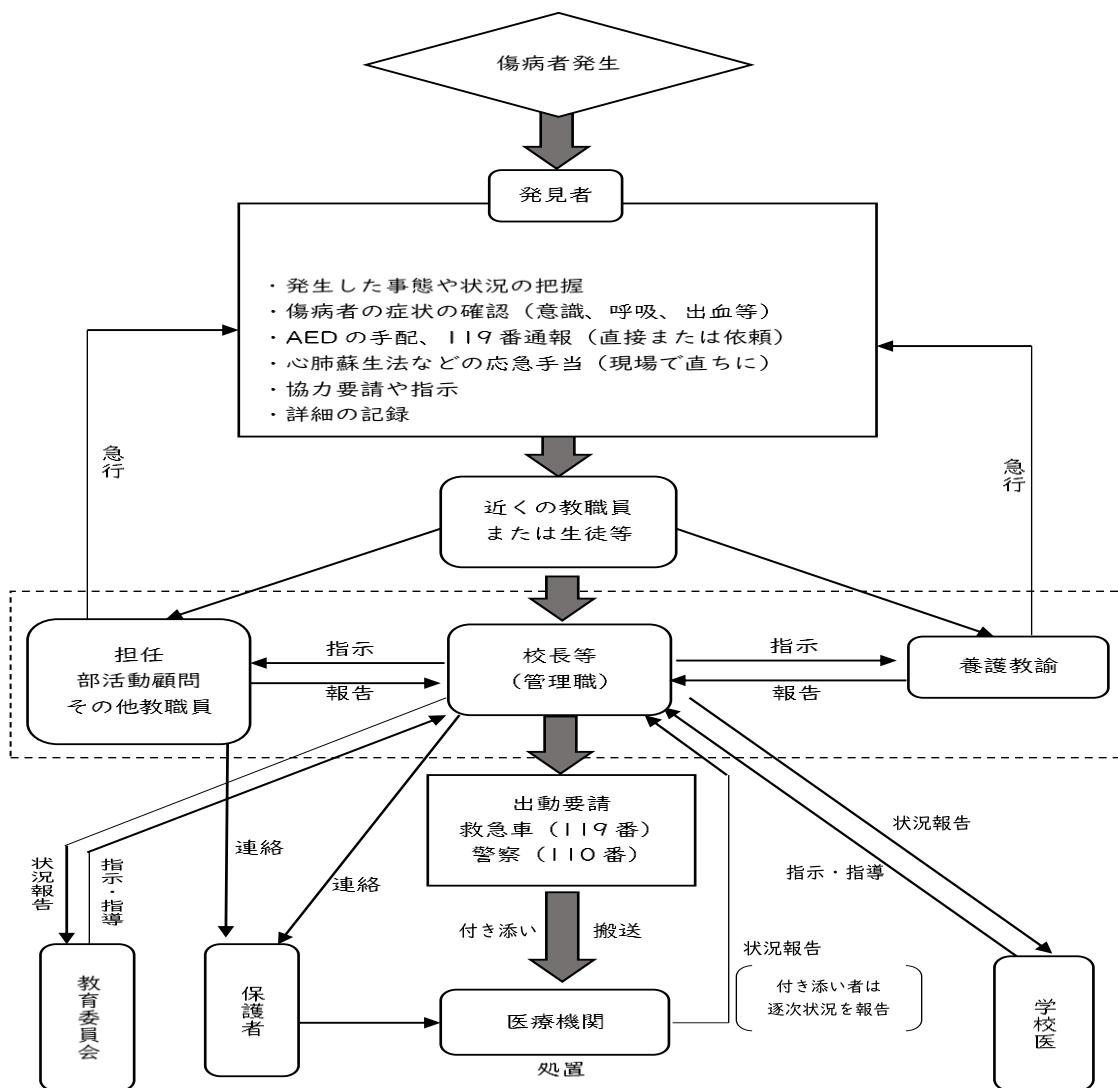
(4) 安全教育の評価と改善

安全教育の実施後、以下のような多様な方法・評価項目により評価を行う。

評価方法	★ 学習への取組状況の観察や成果物 ★ 生徒へのアンケートやグループでの話し合いの結果 ★ 保護者へのアンケート (学校公開時、家庭学習時のフィードバック) ★ 関係機関・専門家からの講評 (安全教室等での講師の方より)
学習評価項目 ※生活安全、交通安全、災害安全それぞれに対して	★ 日常生活における事故の現状、原因及び事故の防止について理解できたか。 ★ 現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意思決定や行動選択ができるようになったか。 ★ 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自主的に安全な行動を取るとともに、自ら危険な環境を改善できるようになったか。 ★ 自他の生命を尊重し、安全な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで参加・協力できるようになったか。
指導計画の評価項目	★ 全校的な指導体制が確立されているか ★ 教職員間の連携が図れているか。 ★ 訓練等の日程や時間、実施回数は適切であるか。 ★ 安全管理との連携が図れているか。 ★ 生徒の実態、地域の特性を反映しているか。 ★ 指導の内容や方法に課題はないか。 ★ 指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか。 ★ 保護者や地域諸機関の協力や理解が得られているか。

上記評価結果とともに、生徒の状況・事故等に関する客観的数値（事故・ヒヤリハット発生件数）を合わせて検証した上で、次年度の計画を作成し必要な資源の確保を図ることとする。

◆ 傷病者が発生した場合の対応



■救急車到着までの対応

① 救急車の進入路に職員を配置し、案内・誘導する

② 状況把握と情報収集（記録を残す）

☐ 事故や具合が悪くなった状況

☐ 救急隊が到着するまでの変化

☐ 応急手当の内容

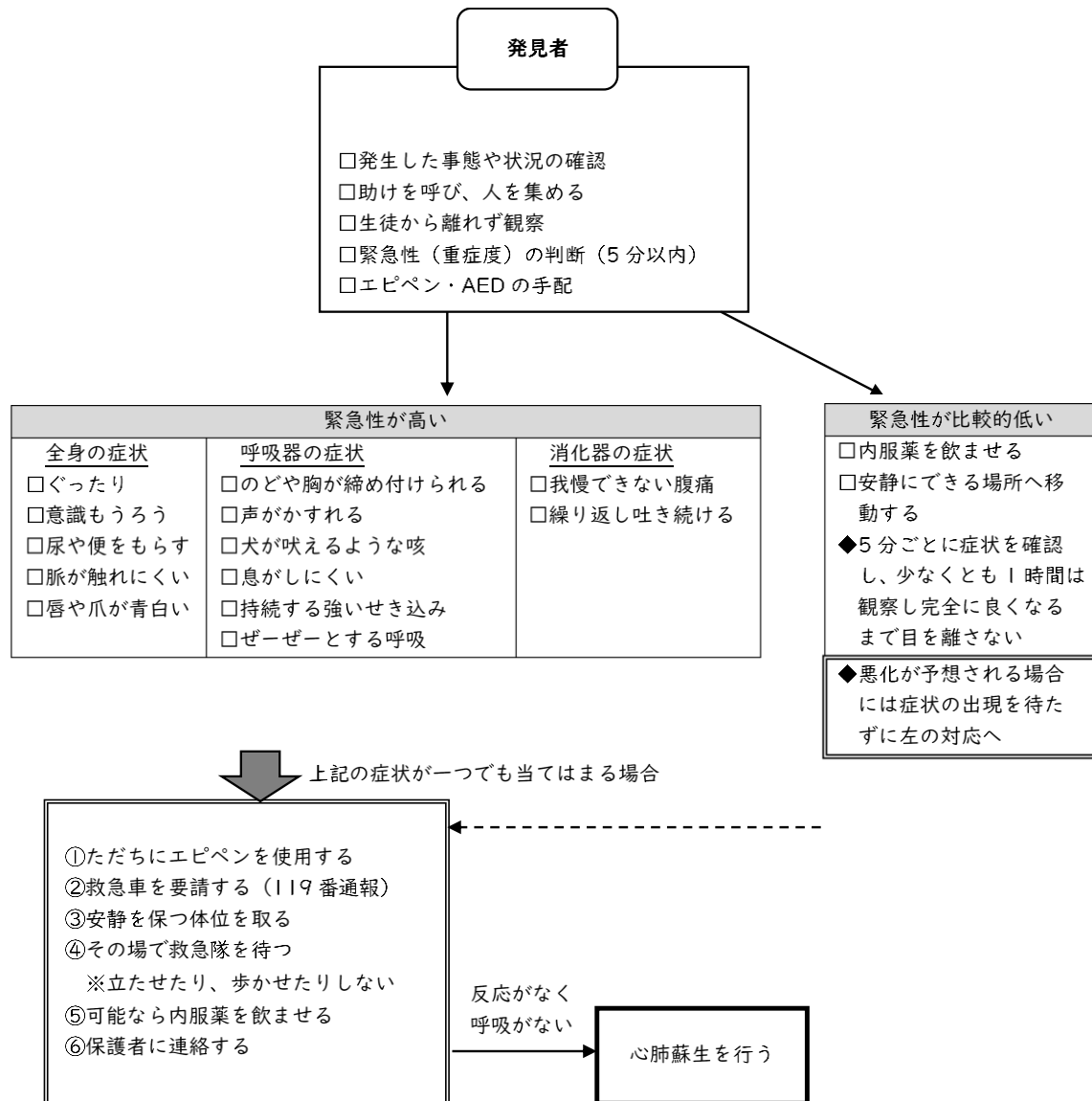
☐ 持病・かかりつけの病院・普段飲んでいる薬・医師

の指示

③ 保護者に連絡して保険証や医療証、診察券、お薬手帳を持ってきてもらう

医療機関に持参する物・・・健康管理カードの写し、タクシーチケット、現金、携帯電話

◆ 食物アレルギー事故が発生した場合の対応



役割一覧				
管理職	【準備】	【連絡】	【記録】	【その他】
☐ それぞれの役割の確認及び指示 ☐ エピペンの使用または介助 ☐ 心肺蘇生やAEDの使用	☐ 「危機管理マニュアル」を持ってくる ☐ エピペンの準備 ☐ AEDの準備 ☐ 内服薬の準備 ☐ エピペンの使用または介助 ☐ 心肺蘇生やAEDの使用	☐ 救急車を要請する（119番通報） ☐ 管理職を呼び ☐ 保護者への連絡 ☐ 更に人を集める（校内放送）	☐ 記録を取る（時系列かつ具体的に） ※観察開始時刻 ※エピペン使用時刻 ※内服薬を飲んだ時刻 ※5分ごとの症状	☐ 他の生徒への対応 ☐ 救急車の誘導 ☐ エピペンの使用または介助 ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

◆ 校内への不審者の侵入防止と侵入した場合について

1 校内における安全管理体制

(1) 門扉の開閉・施錠について

- ① 正門以外の通用門・裏門はすべて、常時施錠する。
- ② 正門は登下校時のみ開閉し、その他の時間帯は閉門する。

(2) 来校者への対応

- ① 来校者には玄関で、受付簿に必要事項を記入していただいた後、来校者証の名札を
付けていただく。
- ② 本校が各種会議・会合の会場になる場合、校門・玄関付近にて受付を行い、来校者証の名札を渡すとともに保護者の名札を確認する。

(3) 来校者証等の携帯・提示

- ① 教職員は常時職員証を付ける。
- ② 来校者は来校者証を付ける。

(4) 不審者への対応

- ① 「ご用件は何ですか」などと声をかける。
- ② 呼びかけに応じない場合は、避難体制がとれるよう応援を求める。
- ③ 生徒に近づけないよう、安全を確保しながら校外へ誘導する。

(5) 校内外の巡視体制の確立

- ① 教職員による巡視体制
 - (a) 登下校時の通学路の巡回・巡視を随時行う。
 - (b) 校内巡視はできるだけ複数の教職員で行い、異変発見の際は巡視者自身の危機回避に努めるとともに、不審者に退去を求め、退去確認後は、すみやかに管理職に報告する。
- ② 保護者・地域の協力を得た巡視体制
 - (a) 保護者（PTA）・地域教育協議会・地域関係機関との連携のもと、通学路の巡視活動を通して、生徒の安全確保に努めていただく。

(6) 安全教育の充実・点検

- ① 全校集会・学年集会等を通じて、生徒及び教職員に対し、安全生活の確保についての
心構えを喚起・啓発する。
- ② 関係諸機関との日常的な連携を図り、事件事故を想定した避難訓練、防犯・救急救命
法等の講習会を実施する。

2 緊急時の対応と被害拡大防止への取組

(1) 侵入者発見時の対応

- ① 教職員の退去の指示に従わない場合、まず、ナイフ等凶器の所持を確認する。
- ② 生徒・教職員に危害を加えている場合、
 - (a) 大声を出す・笛を鳴らす等により、事態の緊急性を周囲に知らせる。
 - (b) 職員室への通報（教職員等による速やかな連絡）
 - (c) 速やかに管理職に状況を報告し、指示を受ける。
 - (d) 必要な場合は、非常ベルを鳴らす。

(2) 侵入者への対応

- ① 被害の拡大を防止するため、侵入者を刺激するような言動は避け、事態の沈静化に努める。
 - (a) 管理職の指示により、複数の教職員で対応し、侵入者を生徒から遠ざける方向で、誘導するように試みる。
 - (b) 状況の推移を逐一管理職に報告する。
 - (c) 侵入者の隔離に努めると同時に、必要があれば、校内放送やハンドマイク等を駆使して緊急避難放送を行う。
 - (d) 安全な場所（例：体育館等内からカギがかかる場所）に生徒を誘導・避難させ、負傷者等の有無を確認し、管理職に報告する。
 - (e) 管理職が警察に連絡し、出動を要請するとともに、速やかに教育委員会に報告する。

(3) 負傷者の処置

- ① 軽傷者の応急処置は保健室にて行う。
- ② 必要と判断する場合、保健主事・養護教諭は医療機関へ緊急連絡を入れる。
- ③ 負傷した生徒の保護者に連絡する一方、教職員が付き添って病院に搬送する。
- ④ 重大な事態が生じた場合は、救急車の出動を要請する。

(4) 事件・事故後の取組

- ① 事件・事故発生に伴い、対策本部を設置し、事後の対応や措置を適切に行う。
また、事件・事故の経過について、時系列で記録するとともに、報道関係への情報提供の窓口を設置する。
- ② 継続して、生徒に危害が加わる可能性がある場合、P T A・地域等連携を取り、教職員の引率のもとに、緊急で集団下校を行う。（生徒及び教職員に緊急集団下校時

の班割りを徹底しておく) また、保護者が不在の場合は、連絡がとれるまで、学校で待機させる。

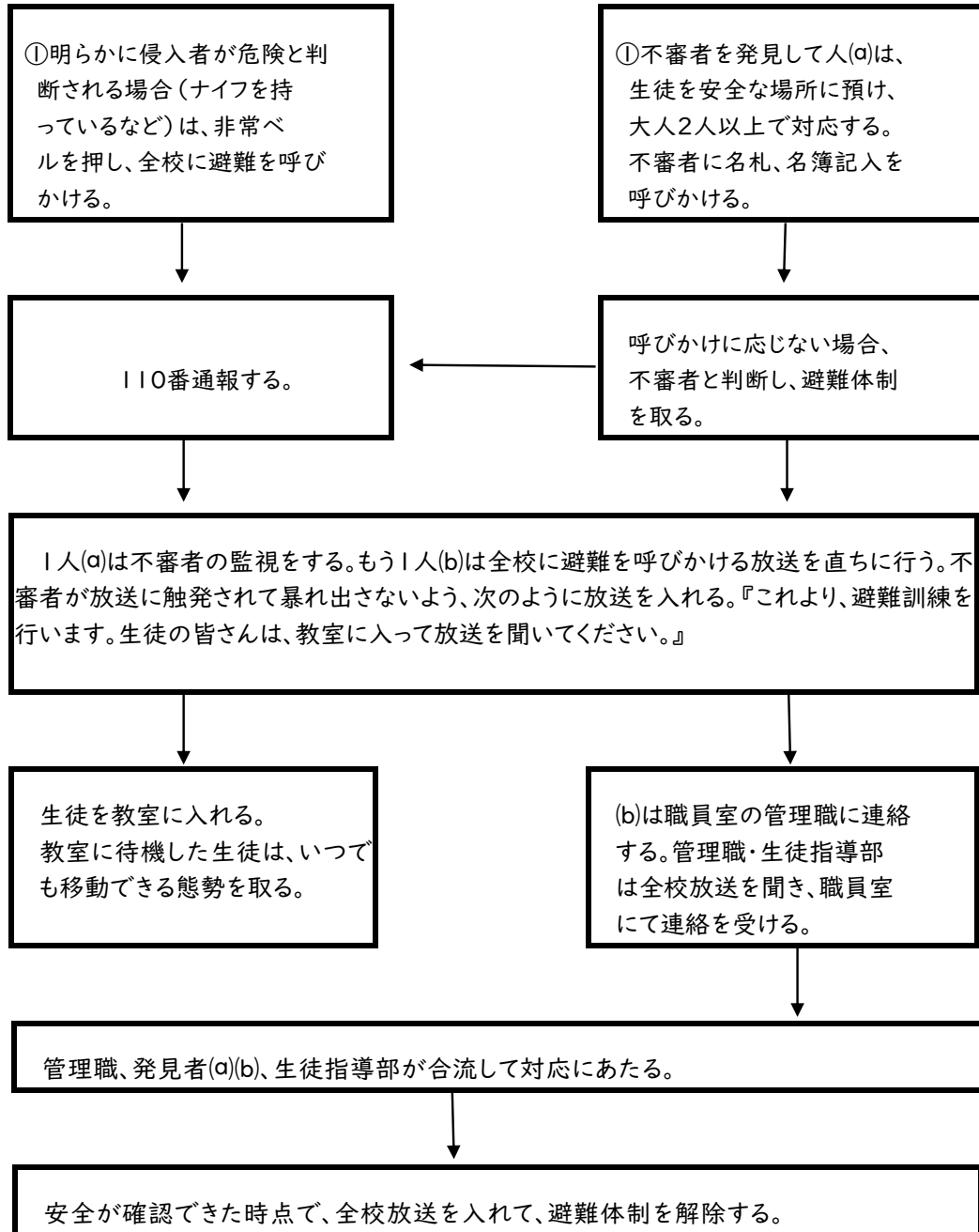
③ 保護者集会・地域集会等を開催し、必要な情報を提供するとともに、今後の取り組み

の一層の充実に向け、協力・支援を要請する。

④ 被害を受けた生徒・保護者に対して、関係諸機関・スクールカウンセラー等との連携に

より、メンタルケアに努める。

緊急時の対応



◆ 近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応

(1) 第一報による対応の判断

校長は、登下校中の生徒への危害行為や、学校近隣における不審者の発生など生徒の犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合、その概要を把握するとともに、緊急対応が必要かどうかを判断する。

※緊急対応が必要な事態

＊凶器を持った不審者が校区内（近く）をうろついている。

＊登下校中の生徒が不審者に襲われケガをした。

＊不審者が登下校中の生徒に声を掛け連れ去ろうとした。

＊登下校中の生徒が金品を奪われた。

＊校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決（犯人確保）されていない。

＊その他、学校近隣において生徒が犯罪被害を受ける可能性がある。

(2) ケース別の生徒・教職員の対応

校長は、上記により緊急対応が必要と判断した場合、110番通報をした後、以下の対応を基本として、教職員に必要な対応等を指示する。なお、すべてのケースにおいて、保護者に対しミルメールを通じて速やかに情報提供・注意喚起・引取り依頼等を行う。また、登下校中の時間帯に発生した場合は、枚方市防災担当部局に依頼して、防災行政無線を用いた生徒への連絡を行う。

★生徒の動き★

登下校中：自宅、学校、付近の「子ども110番の家」や商店（以下「最寄り避難先」とする。）のうち、最も近いところへ避難。学校に残る（又は避難した）生徒は学校待機→安全を確認した後下校もしくは、保護者引渡し。

被災生徒がいる場合は、居場所へ急行（学級担任・生徒指導主事）

★教職員の動き★

校区内の下記の担当場所に速やかに行く。



緊急登下校時、担当場所・教職員

1: 豊村・佐藤

2: 宮脇・前田

3: 赤木・岡市

4: 松浦・日外

5: 岡・藤井

6: 北野・熊上

7: 鳥井・糸井

★: 交番

その後、生徒指導主事を中心に、関係機関へ速やかに連絡し情報共有を図るとともに必要に応じて学校安全を維持するための協力を依頼する。

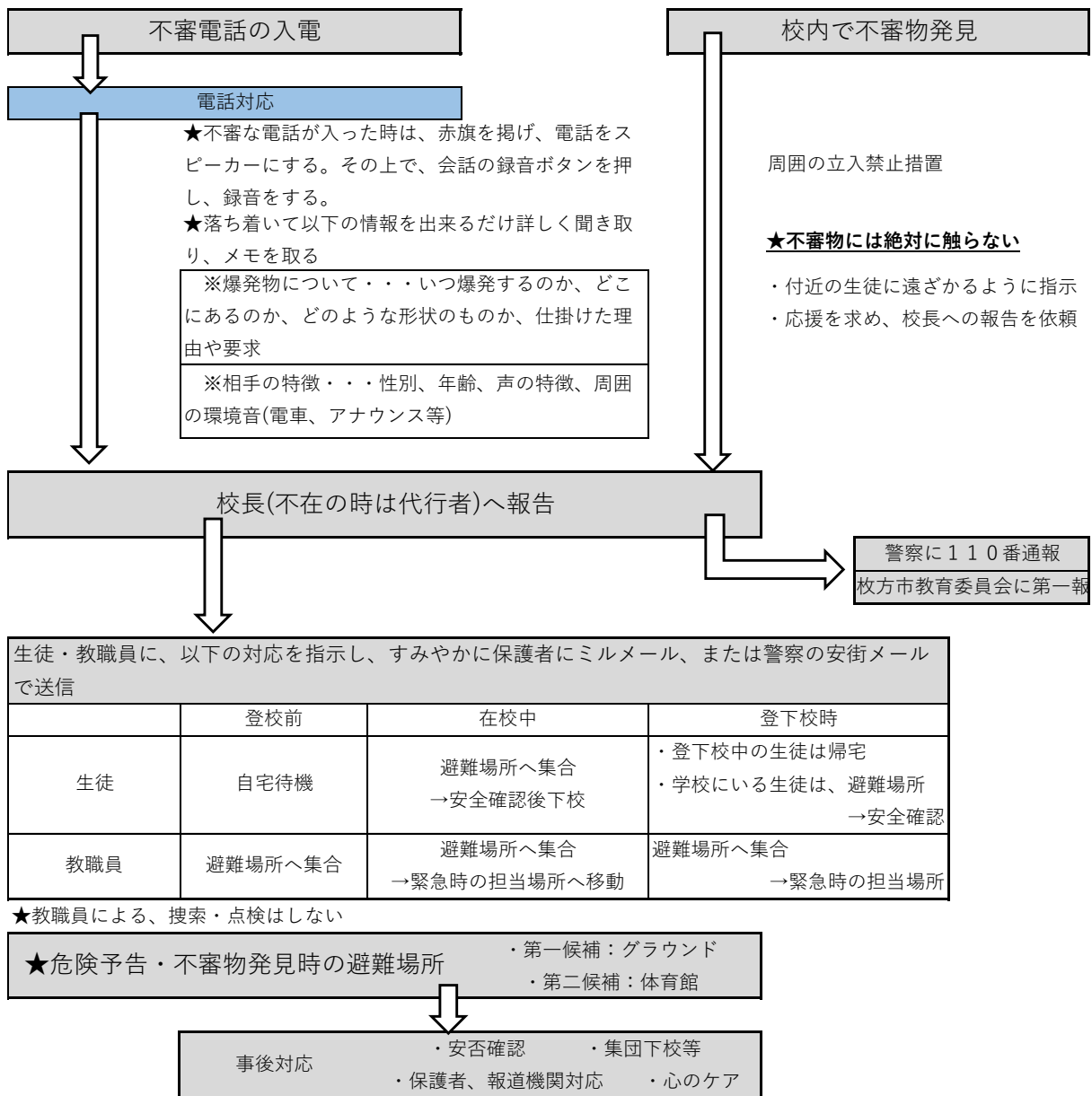
(3) 関係機関等との連携

校長は、学校近隣において生徒の犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合、担当教職員に指示して、速やかに関係機関へ連絡し情報共有を図るとともに、必要に応じて学校安全を維持するための協力を依頼する。

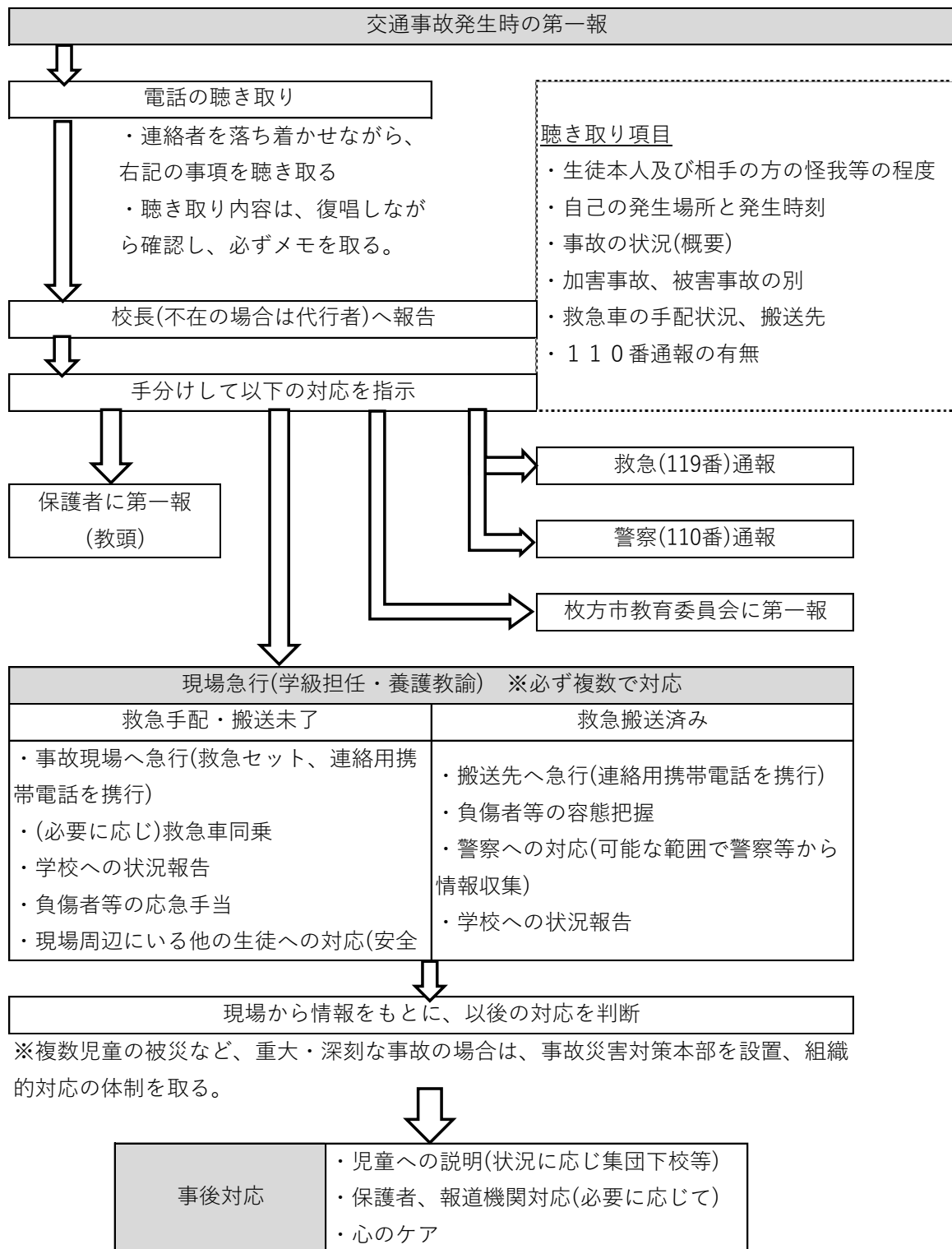
各関係機関等との連絡・協力依頼

	情報共有・協力依頼（必要に応じて）の内容
枚方市 教育委員会	＊発生事案及び学校の対応状況等に関する報告・支援要請 ＊近隣学校等における類似事案等の情報提供依頼
枚方警察署	＊地域パトロール等の要請 ＊（未通報の場合）110 番通報
保護者	＊発生事案及び学校の対応状況等に関する連絡 ＊引渡し等への対応依頼 ＊登下校中の見守り依頼
地域ボランティア	＊発生事案及び学校の対応状況等に関する連絡 ＊登下校中の見守り、通学路パトロールの要請

◆学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー



◆交通事故発生時の対応フロー



聴き取り項目

- ・ 生徒本人及び相手の方の怪我等の程度
- ・ 自己の発生場所と発生時刻
- ・ 事故の状況(概要)
- ・ 加害事故、被害事故の別
- ・ 救急車の手配状況、搬送先
- ・ 110番通報の有無

◆大雨等が予想される場合の事前の臨時休業等の措置

(1) 防災気象情報等の収集

校長は、毎日（翌日が休業日の場合を除く）17 時時点において、①翌日までの「早期警戒情報（警報級の可能性）」又は②「警報に切り替える可能性が高い注意報」のいずれかが発表された場合、以下の対応を取るものとする。

- ★担当教職員に対し、下記の気象庁ウェブサイトを用いた今後の防災気象情報の確認及び(2)の判断基準に示す情報が発表された場合の連絡を指示する。

気象庁 気象警報・注意報（図表形式）（枚方市）

https://www.jma.go.jp/jp/warn/f_000000000.html

- ★枚方市教育委員会及び下記の近隣学校等と連絡を取り、今後の対応を確認する。

(2) 臨時休業等の判断基準

校長は、以下の基準に該当する状況となった場合、枚方市教育委員会及び上記近隣学校等と連絡・協議した上で、臨時休業等の判断を下すものとする。

判断基準		対応
登 校 前	午前 7 時現在で ＊枚方市に特別警報が発表されている場合→→→→→→→→ ＊枚方市に暴風・暴風雪・洪水・大雨警報が発令の場合→	臨時休校 自宅待機
	午前 9 時現在で 暴風・暴風雪・洪水警報が解除された場合	3 時間目より授業 10 時 45 分までに登校
	午前 10 時現在で 暴風・暴風雪・洪水警報が解除された場合	4 時間目より授業 11 時 45 分までに登校
	正午現在で 暴風・暴風雪・洪水警報が解除された場合	時 5 間目より授業 13 時 20 分までに登校
在 校 中	＊枚方市に特別警報が発令された場合→→→→→→→→→→ ＊枚方市に暴風・暴風雪・洪水警報が発令された場合→→	学校待機 基本的には下校を行う が、状況により学校待機

↑ ↑

雨量の状況を踏まえながら、通学路の安全確認を行うとともに、土砂災害警戒情報や避難指示の発表、発令の諸般の事情を勘案し生徒の安全を確認することができたら複数生徒による下校とする。なお、非常災害時の対応カード引き渡しを希望している保護者には引渡しを実施する。

(3) 臨時休業等の連絡

臨時休業等を判断した際には、ミルメール配信及び本校ブログを用いて保護者等へ速やかに連絡するとともに、枚方市教育委員会へ報告する。

◆災害が発生した場合の対応

この計画は突発的な自然災害等の発生時において、生徒の安全確保を最優先し、併せて校舎・備品・公簿類の被害を最小限にとどめる事を目的とする。

(1) 日常対策

①危険物の管理

ア) 電気回路の点検保全

イ) ガス管・ガスホース等の点検

ウ) 薬品・油類の適正保管

エ) 湯沸器等の点検・保全

②消化器・消火栓等の点検

③非常持ち出し公簿類の整理

④教室・特別教室・廊下・危険箇所の点検（月1回）

⑤避難経路の確認、避難訓練の実施（年2回）

(2) 火気・危険物・電気・ガス等の管理担当者

1. 全般防火管理	(校長)	13. 職員更衣室	(松浦・岡市)
2. 校長室・職員室	(教頭)	14. 放送室	(鳥井)
3. 湯沸室等	(岡林)	15. 普通教室	(各担任)
4. 保健室	(大畑)	16. 体育館	(豊村)
5. 相談室	(武本)	17. 技術室	(守口)
6. 理科室	(松原慎)	18. 体育倉庫	(豊村)
7. 美術室	(三浦)	19. プール	(北野)
8. 被服室・調理室	(守口)	20. 電気室等	(教頭)
9. 音楽室	(岡市)	21. 院内学級	(中井翔)
10. 学校図書館	(北山)	22. コンピューター室	(守口)
11. 生徒会室	(守口)	23. 桜ホール(視聴覚室)	(岡市)
12. 会議室	(赤木)		

(3) 火災発生時等及びJアラート伝達の措置

①直ちに放送などによって校内に知らせる。FAX電話で警察は110、消防は119

1. 防火・防災本部・・・校長・教頭

2. 連絡・・・岡市(1年)・佐藤(2年)・豊村(3年)

3. 生徒誘導点呼・・・1年、2年、3年の各担任・武本

4. 救護・・・大畑・北山・仁部屋・守口

5. 初期消火・・・松浦・前田

6. 非常持出 公簿・・・教頭・赤木・松原慎・藤井・丸岡・末次

危険物・・・佐藤・松原慎・境井

②休業日・日祝日、または夜間の場合は、校長、教頭、各職員に連絡する。

- (4) 非常変災時の場合（別紙「特別警報と暴風警報等による生徒登校の措置について」参照）
 - ①登校後に発令された際は、文書を配付、直ちに下校させる。また、必要に応じて集団下校等の措置を講じる。
- (5) 火災発生の場合
 - ①教科担任でグラウンド又は体育館へ誘導する。
 - ②安全が確認された後、事後の指示を行う。
- (6) 地震発生の場合（別紙「地震発生時における学校の対応について」参照）
 - ①直ちに机の下に身を隠す。
 - ②火災発生時に準じて、グラウンド又は体育館へ誘導し、安全が確認された後、事後の指示を行う。
- (7) Jアラートの場合
 - ①教室待機の後、体育館へ誘導する。
 - ②安全が確認された後、事後の指示を行う。

◆突発的な気象災害等の発生時の対応

(7) 地震発生の場合（別紙「地震発生時における学校の対応について」参照）

①直ちに机の下に身を隠す。

②火災発生時に準じて、グラウンド又は体育館へ誘導し、安全が確認された後、事後の指示を行う。

(8) Jアラートの場合

①教室待機の後、体育館へ誘導する。

②安全が確認された後、事後の指示を行う。

台風の接近等による枚方市立幼稚園・小学校・中学校の臨時休園・臨時休業について

枚方市に特別警報が発表された場合

○午前7時発表中

・臨時休園・臨時休業となります。

登園・登校後に発表された場合

・状況が判断できるまで、原則として学校園に待機となります。

枚方市に暴風警報、暴風雪警報、洪水警報のいずれか一つでも発表された場合

○午前7時までに解除

・通常通りの授業を行います。

○午前7時に発表中

・登園・登校せずに、自宅で待機してください。

○午前7時～9時に解除

・小学校は2時限目から、中学校は3時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。（小学校・中学校とも、給食があります）

○午前9時に発表中

・登園・登校せずに、自宅で待機してください。

○午前9時～10時に解除

・小学校は3時限目から、中学校は4時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。

・小学校では、4時限目終了後に下校となります。（給食はありません）

・中学校では、登校後は通常通りの授業を行います。（給食があります）

○午前10時に発表中

・幼稚園は臨時休園、小学校は臨時休業となります。

・中学校は登校せずに、自宅で待機してください。

○午前10時～正午に解除

・中学校は5時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。（給食はありません）

○正午に発表中

・中学校は臨時休業となります。

登園・登校後に発表された場合

・幼稚園は保護者の方にお迎えをお願いする連絡をしますので、よろしくお願いします。

・小学校は地区ごとに集団下校を、中学校は複数生徒による下校をします。

・雨量、通学路等の状況を勘案し、各学校園に待機する場合があります。

枚方市に土砂災害警戒情報又は校区内に避難指示が発表・発令された場合

・気象情報及び避難情報により、上記の対応と異なる場合は、学校園を通じてお知らせします。

◆地震発生時における学校の対応について

- 1 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- 2 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）の確認をお願いします。
- 3 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて、ご対応をお願いします。

状 パ タ ー ン	震度5弱以上の地震が発生
登 校 前	臨時休業 ※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。
登 校 中	児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として登校
在 校 時	地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、余震に備えて校庭へ避難 ⇒ 以降、臨時休業 ↓ 児童・生徒の確認・保護 ↓ 安否情報及び、下校について保護者へ連絡 ↓ 【児童】保護者への引渡し 【生徒】保護者への引渡し・地域毎に集団下校（教職員引率）
下 校 中	児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として自宅へ

※留守家庭児童会室の対応について

- ①登校前から在校時までの間に震度5弱以上の地震が発生した場合、留守家庭児童会室は臨時休室とします。
- ②留守家庭児童会室在室時に発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。
- ③三季休業中など（学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日）に発生した場合も、上表に準じた対応とします。

※児童は小学生、生徒は中学生を意味しています。

◆Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン

※本ガイドラインは大阪府教育庁が作成のガイドラインをもとに、次の2点について変更しています。

- ①市立学校園を対象としています。
- ②枚方市の位置関係を考慮し、対象範囲として「枚方市を中心とした一定距離圏内（約30km）」を含めています。

(1) あらかじめ教職員間で確認・情報共有する事項

1 生徒の避難方法や安全確保の方策

下記「(2) Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応」を参考に適切な指示ができるようにしておく。

2 生徒の安否確認方法

自然災害時の対応等を準用するなどして検討しておく。

(2) Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

※ 生徒には、必要以上に不安にさせることがないよう、十分、配慮しながら、下記の事項について周知を図るなど、実態に応じた安全指導を行うこと。

1 速やかな避難行動と情報収集

○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合 ⇒ できる限り近くの建物(できれば頑丈な建物)や地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難する。

建物がない場合 ⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合 ⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

<近くにミサイルが落下した場合>

○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、隙間をテープで埋める等、室内を密閉する。

○正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。

行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

2 登下校時の留意事項

○ミサイルが上空通過、枚方市を中心とした一定距離圏外(約 30km)または大阪府域外に落下した場合

⇒ Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。

○ミサイルが枚方市を中心とした一定距離圏内(約 30km)または大阪府域内に落下した場合

⇒ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように落ち着いて行動する。

○ミサイルの落下物を発見した場合

⇒ 決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

(3) Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の枚方市立学校園の対応

Ⅰ J アラートが発信されたとき

ミサイルが発射され、日本の領土・領海の上空を通過、又は領土・領海に落下する可能性がある場合

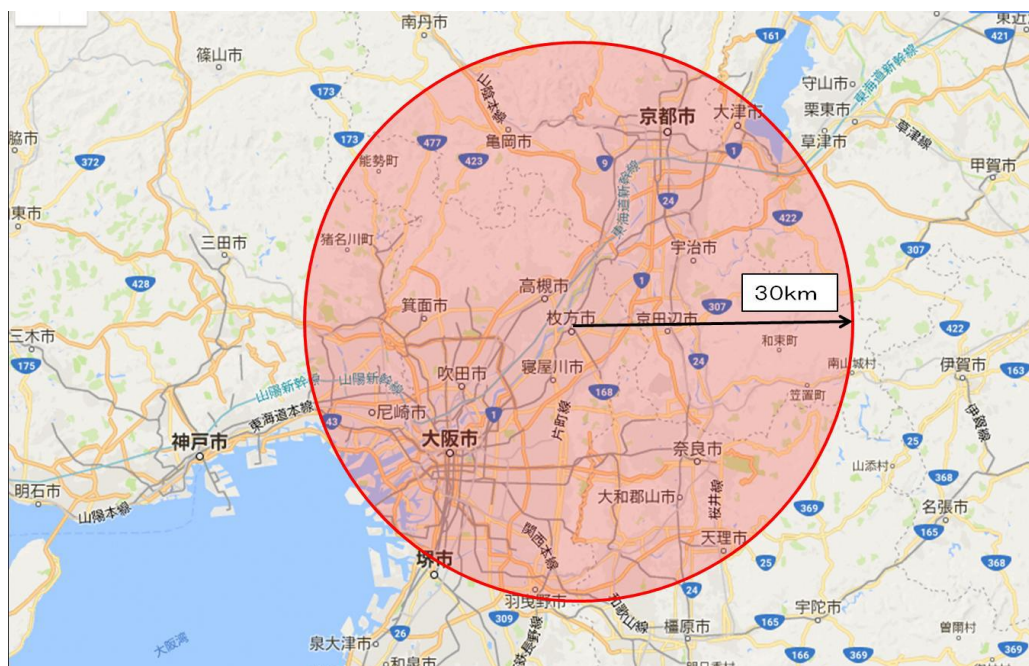


在 校 ・ 在 園 時	校舎内等への避難や建物内では窓から離れるなど、適切な指示のもと、幼児児童生徒等の安全確保に努める
登 校 ・ 登 園 前	自宅待機
登 下 校 時	学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等を校舎内等へ避難誘導し、安全確保に努める
校外・園外活動時	引率教員等は、幼児児童生徒等を近くの建物や地下などへ速やかに避難誘導

2 状況別の臨時休業の取扱い等

状 バ タ ー ン	A	B	C	D
	領土・領海 外に墜下	日本の上空 を通過	領土・領海 に墜下 (Dを除く)	枚方市を中心とした一定距離圏内（約30km） または大阪府域に墜下
臨 時 休 業 の 取 り 扱 い	原則として臨時休業は行わない			臨時休業
在 校 ・ 在 園 時	教育活動を再開			①原則として幼児児童生徒等を学校園で保護 ②引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する
登 下 校 時	（登校時） 登校後、教育活動再開 （下校時） 安全確認後、下校させる ○給食の繰り下げ等の対応をとった場合 は、児童生徒支援室まで報告すること			○学校園に登校・登園した、又は下校・降園 していない幼児児童生徒等については、 在校・在園時に準じた対応を行う
校 外 ・ 園 外 活 動 時	安全確認後、校外・園外活動を再開			①幼児児童生徒等を安全な場所で保護 ②引率教員等は、自校に現状報告を行う とともに、引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する

枚方市を中心とした一定距離（約30km）



◆ 安否確認

(1) 安否確認の判断基準

校長は、下記の基準に該当する場合、その他必要と判断した場合に、教職員に指示して、生徒の安否を確認する。

在校中・校外学習中	・事故・災害等の発生により、その場で身を守る行動(一時避難)以上の避難行動を取った場合。
登下校中	・震度 5 弱以上の地震が発生した場合。 ・特別警報などが発令され、避難指示があった場合。 ・校区内で、突風・竜巻・雷による被害が発生した場合。 ・校区内で、河川の氾らん、土砂崩れ、その他の災害による被害が発生した場合。 ・校区内で不審者等の被害情報が入った場合。
休日・夜間等、学校の管理外の時間	・震度 5 弱以上の地震が発生した場合。 ・校区内で避難所が設置されるレベルの災害が発生した場合。

(2) 安否確認の役割分担・方法

安否の確認の役割分担、方法は原則として、下記の表の通りとする。

		役割分担	方法
在校中	授業中	各授業担当	名簿・タブレットの出欠確認シート
	休憩時間・放課後	学級担任	
	学校行事中		
校外学習中		引率教職員	名簿・タブレットの出欠確認シート
登下校中		学級担任	緊急登下校時、担当場所に職員配置
		学級担任以外	
夜間・休日・休暇中等		学級担任	まなびポケット、ミルメール

◆集団下校・引き渡しと待機

- (1) 年度当初、家庭連絡票とともに「非常変災時の対応カード」を配布し、必要事項を保護者に記入してもらい、回収する。
- (2) 事故・災害等に関する情報収集
校長は、情報収集担当者(松原、佐藤)に指示し、多様な手段をできる限り活用して、事故・災害等の発生状況・被害状況及び今後の見通し等に関する情報を収集する。
- (3) 校長は、上記により得られた情報を総合的に勘案し、「非常変災時の対応カード」に記入されている対応を基に、生徒の下校・引渡しについて判断する。なお、情報が十分に得られない、今後の状況が見通せないなど、不確定要素がある場合は、生徒の安全を最優先とした判断を下すものとする。

◆被災生徒等の保護者への対応

- (1) 事故・災害等発生時の連絡
校長は、事故・災害等が発生し生徒等が被災した場合、自ら又は他の教職員に指示して、当該生徒等の保護者に以下のとおり速やかに連絡する。
○第一報：事故・災害等の発生後、できるだけ速やかに連絡する。
その際、事故等の概況、けがの程度、応急処置・救急搬送依頼の状況など、最低限必要とする情報を整理した上で提供する。
○第二報：事故等の状況や被害の詳細、搬送先の医療機関名など、ある程度の情報が整理できた段階で連絡する。
- (2) 担当窓口の指名
校長は、事故・災害等が発生し被災した生徒等の保護者等に対応するため、連絡・支援等の窓口となる担当者を以下のとおり指名する。

★事故・災害等の状況 窓口担当者：教頭・大畑
＊死亡事故
＊治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病
＊その他、複数の生徒・教職員が被災するなど
重篤な事故・災害等
★その他の事故・災害等：学年主任

ただし、上記の窓口担当者が当該事故・災害等に直接関係した者である場合、又は被災生徒等の保護者から別に希望があるなど特段の事情がある場合は、上記の定めによらず別の教職員を窓口担当に指名する。

また、多数の生徒等が被災した場合、教職員も被災した場合など、上記の規定では対応の困難な事態が発生した場合には、枚方市教育委員会に支援を速やかに要請し、被災者それぞれの保護者・家族に連絡・支援等を行う体制を確立する。

なお、被害生徒の保護者への支援は継続的に行う必要があることから、人事異動により窓口担当者が交代する場合には、十分な情報共有と引継ぎを行うものとする。

（３）対応上の留意点

窓口担当者を介した被災生徒等の保護者への対応に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- 被災生徒等の保護者の心情に配慮し、丁寧な対応を心がける。
- 事実に関する情報を、できる限り迅速に、かつ正確に伝える。
- 被災生徒等の保護者が希望する場合は、信頼できる第三者として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他専門機関等の紹介・情報提供を行い、相談・支援が受けられるようにする。
- 事故・災害等発生後の段階に応じて、以下のように継続的な支援を行う。

＊応急手当など発生直後の対応が終了した後は、できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実を正確に伝える。

＊基本調査の実施予定について伝える。

＊基本調査の経過及び結果について、説明する。

＊基本調査の取りまとめに時間を要する場合は、必要に応じて経過説明を行うこととし、最初の説明は調査着手から一週間以内を目安とする。

＊今後の調査（詳細調査への移行等）について説明し、保護者の意向を確認する。

○在校生徒への説明、緊急保護者会等による他の保護者への説明、報道発表などを実施する場合は、実施について了解を得るとともに、発表内容を確認していただく。特に、氏名、年齢、傷病の程度、傷病に至った経緯など、プライバシーに関わる情報に関しては、公表の可否を必ず確認する。

○被災生徒等が死亡した場合は、次のような点に特に配慮する。

- ・被災生徒等の保護者の意向を確認の上、学校として通夜や葬儀への対応方針を定める。
- ・被災生徒等の保護者が学校との関わりの継続を求める場合は、他の生徒等の気持ちにも配慮しつつ、クラスに居場所を作るなどの工夫をする。
- ・被災生徒等の保護者の意向を確認の上、卒業式など学校行事への参列についても検討する。

○被災生徒等の兄弟姉妹が在校している場合は、そのサポートを行う。

兄弟姉妹が他校に在校している場合は、当該校と連携してサポートを行う。

◆被災生徒等を除く在籍生徒の保護者への対応

校長は、事故・災害等が以下の基準に該当すると判断される場合、在校生徒及び保護者に対してその概要等を説明する機会を設け、憶測に基づく誤った情報や不安等の拡大防止に努める。なお、説明を実施するに当たっては、事前に被災生徒等の保護者に対して説明内容の確認を依頼し、説明実施についての承諾を得る。

【生徒・保護者への説明を実施する事故・災害等の基準】

- *死亡事故
- *治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病
- *複数の生徒・教職員が被災するなど重篤な事故・災害
- *その他、報道・インターネット等を通じて、
生徒・保護者が見聞する可能性が高いと考えられる事故・災害

(1) 生徒への説明

生徒に対しては、緊急集会等の開催、又は学年・学級ごとの説明を行い、事故・災害等の概要を説明する。その際、心のケアに配慮し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの支援・助言を受ける。

(2) 保護者への説明

文書にて情報提供した上で、必要に応じて緊急保護者会等を開催する。

【保護者宛て文書の記載内容】

- 事故・災害等の概要（判明した事実の概要）
- 休校措置・再開の目途など
- 保護者説明会の開催予定
- 心のケア等に関する取組
- その他、必要と考えられる事項

【緊急保護者会における説明内容】

- 事故・災害等の概要（発生日時、場所、被害者、被害程度 等）
- 被害者への対応（その後の経過、保護者との連携状況 等）
- 今後の対応（心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携 等）
- 保護者への協力依頼事項（家庭での配慮、地域情報の提供 等）

なお、緊急保護者会等を開催する場合には、PTAと協議の上、希望する保護者が可能な限り参加できるよう、その開催日時等について配慮するとともに、出席できなかった保護者への対応についても検討する。

◆報道機関への対応

(1) 対応窓口の一本化

校長は、報道機関への対応が必要と判断された場合、枚方市教育委員会に連絡し、学校・委員会のいずれが対応窓口となるかについて協議する。協議の結果、学校にて対応することとなった場合は、校長が窓口担当者となり、窓口の一本化を図る。

なお、校長が事故・災害等の対応に専念する必要がある場合、多数の報道機関への対応が必要となるなど学校単独での対応が困難な場合は、枚方市教育委員会に支援を要請する。

(2) 報道機関への対応上の留意点

○正確な事実情報の提供：個人情報、人権等に最大限配慮しつつ、事実に関する正確な情報を

提供する。このため、発表内容については、以下の点に留意する。

- ・警察・消防など当該事故・災害等への対応に関わった関係機関の情報等を可能な限り収集し、事実確認を行う。

- ・被災生徒等の保護者の意向を事前に確認し、発表内容についての承諾を得る。

- ・枚方市教育委員会に対し、発表内容の確認を依頼するとともに協議を行う。

○誠意ある対応：報道を通じて、学校の対応状況や今後の方針等が保護者や地域に広く伝え

られることを踏まえ、学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう、

取材には誠意をもって対応する。

○公平な対応：報道機関ごとに提供する情報の量・質に差異が生じないように、公平な対応に努め

る。このため、報道機関への発表内容は、文書として取りまとめ、これを配布すると

ともに、当該文書に記載された範囲を大きく超える内容について一部報道機関

のみに提供することのないよう留意する。

○報道機関への要請：報道機関の取材により学校現場に混乱が生じるおそれのある場合は、

取材に関しての必要事項等を文書として提供し、報道機関へ協力を要請する。

〈取材に関する必要事項〉

- *校地・施設内の立ち入り可能箇所、取材場所・時間

- *生徒、教職員への取材（撮影、録音）の可否

- *報道資料の提供（記者会見）の予定 など

○取材者の確認と記録：取材を受ける際には、取材者（社名、氏名、電話番号など連絡先）を

確認し、取材内容とともに記録を残す。

○明確な回答：取材への回答で誤解等が生じないように、以下の点に留意する。

- ・確認の取れた事実のみを伝え、憶測や個人的な見解を述べることは避ける。

- ・把握していないこと、不明なことは、その旨（「現時点ではわからない」等）を明確に伝える。

- ・決まっていないこと、答えられないことは、その旨を理由とともに説明するとともに、回答できる

- 時期の見込み等を示す。

- ・説明に誤りがあったことが判明した場合は、直ちに取材者に訂正を申し出る。

○記者会見の設定：多数の取材要請がある場合は、枚方市教育委員会と協議の上、その支援を

受けて、時間・場所を定めた記者会見を行う。また、取材が長期化する場合は、記者会見の定例

化を検討する

(1) 事故・災害等発生後の臨時休業・臨時登校等の措置

①事故・災害等発生後の臨時休業の判断

校長は、上記の事例に照らし合わせた基準に当てはまる場合、枚方市育委員会と協議の上、臨時休業の実施について判断する。臨時休業を決定した場合は、ミルメールを中心に多様な手段を用いてその旨を保護者に連絡するとともに、教育委員会へ報告する。

②臨時登校の実施

校長は、臨時休業が継続すると見込まれる場合、必要に応じて、枚方市教育委員会と協議の上、登校可能な生徒・教職員を対象に「臨時登校日」を設けて臨時登校を実施する。

【臨時登校の目的】

- * 登校可能な生徒、勤務可能な教職員の人数確認
- * 生徒の心理面の状況把握・安定確保
- * 生徒の学習環境（教科書・学用品等）における被害の実態把握

【実施上の留意点】

- * 校舎等被害の応急措置、危険箇所の立入制限等を行い、安全を確保
(校舎等の被害状況により、代替施設の確保も検討)
- * ライフライン（上下水道、電力）、トイレの復旧状況を考慮
- * 通学路の安全性を確認（必要に応じ、集団登下校など安全な通学手段を検討）

なお、臨時登校実施に際しては、上記①で示した多様な手段を用いて、保護者への連絡を行う。

(2) 学校教育の再開に向けた被害状況調査

校長は、被害状況把握担当の教職員に指示して、学校教育の再開に向け下記の被害状況を調査し取りまとめるとともに、必要な措置を講じる。

【生徒・教職員の被害】

生徒・教職員の被害発災直後に実施した安否確認で得られた情報を基に（必要に応じて追加的な調査を行い）以下の情報を取りまとめる。

- *生徒及びその家族の安否、住居等の被害状況
- *教職員及びその家族の安否、住居等の被害状況

【校舎等の施設、設備の被害】

校舎等の施設、設備の被害校舎等の施設・設備について被害状況を把握するとともに、必要な応急措置等を講じる。

- *学校施設・設備の安全確認及び転倒物等の片付け・整理
- *後日の報告等に備え、被害状況等を写真撮影して記録、校内平面図に位置を明記
- *危険物・危険薬品（理科室、灯油保管場所等）の安全確認と必要な措置
- *学校給食施設・備品の点検と必要な措置
- *ライフライン（上下水道、電力、電話）の使用可否確認（使用不可の場合は、元栓閉、ブレーカー遮断等を実施）
- *危険箇所・使用禁止箇所について、立入禁止区域等を設定、表示等を実施
- *枚方市教育委員会に対し、以下を要請
 - ・専門家による点検（地震の場合は「応急危険度判定」）、被害箇所の応急処置・復旧
 - ・ライフライン事業者による点検・復旧

【通学路・通学手段の被害】

通学の安全確保のため、以下の情報を収集し、通常の通学手段による通学の可否について検討する。

- *学校周辺及び通学路の被害状況、危険箇所
- *スクールバスの運行可能性（枚方市教育委員会を通じ、委託事業者を確認）

(3) 応急教育に係る計画の作成

校長は、上記の調査結果を基に、枚方市教育委員会と協議・連携して、以下の①～④を検討し、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を作成する。なお、計画の作成に当たっては、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医等と連携し、生徒の心身の状態に配慮する。

①教育の場の確保

校舎等のうち安全が確認された箇所を用いるほか、必要に応じ、他施設（隣接校、その他の公共施設等）の借用、仮教室（仮設校舎）の建設などを検討する。

※事故等の場合、発生現場等の使用は避けた校舎使用計画を検討。なお、ライフライン復旧が見込まれない場合は、仮設トイレ、仮設給水栓・給水蛇口等を確保する。また、他施設を借用する場合には、当該施設への通学手段、通学時の安全確保についても併せて検討する。

②教育課程等の再編成

被害状況等を踏まえ、必要に応じて以下の対応を取る。

- 授業形態の工夫（始業遅延、短縮授業、２部授業、複式授業など）
- 臨時学級編成
- 臨時時間割の作成
- 教職員の再配置・確保
- 学校行事（卒業式等）の実施方法の工夫（校庭や学校外施設の利用など）
- 給食への対応（調理不要物資を用いた簡易給食、弁当持参など）

③避難所運営との調整

学校施設が避難所として使用されている場合、学校教育の再開に向けて、避難所運営組織と協議を行い、以下の点について確認・依頼する。

【避難所運営組織との協議事項】

- * 立入禁止区域（危険箇所のほか、学校教育に用いる区域）の確認
- * 動線設定（生徒等学校関係者と避難者の動線をできるだけ区分）
- * 生活ルール（活動時間帯、施設・設備の利用方法、その他）

④教育活動再開時期の決定・連絡

下記の状況を考慮しつつ、枚方市教育委員会と協議の上、教育活動の再開時期を決定する。

【教育活動再開における考慮事項】

- * 学校施設の応急復旧状況
- * 危険箇所の立入禁止措置など安全対策の状況
- * ライフライン（上下水道・トイレ、電力、通信回線等）復旧状況
- * 通学路の安全確保状況
- * 利用できる教室数など、教育の場の確保状況
- * 登校可能な生徒数、勤務可能な教職員数
- * 避難所としての本校の利用状況 など

授業再開時期を決定した後は、上記「（３）―②」に示した多様な手段を用いて、保護者・生徒への連絡を行う。

（４）被災生徒への支援

①教科書・学用品等の確保

校長は、生徒の学習に支障が生じないように、以下のとおり教科書・学用品等の確保に努める。

- 生徒の安否確認、被害状況確認を通じて得られた教科書・学用品等の損失状況に関する情報を取りまとめ、速やかに枚方市教育委員会へ報告する。
（災害救助法が適用された場合は、学用品の給与が実施されるため）
- 当面、必要な教材・学用品等については、学校に備える教材等の有効利用により対応する。
- 教科書等がない生徒への配慮のため、必要に応じ、ワークシート等を活用する。

②就学の機会確保

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により被災し就学援助が必要な生徒の把握に努めるとともに、その情報を取りまとめ、枚方市教育委員会に報告する。

③避難・移動した生徒、転出する生徒への対応

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により避難・移動した生徒及び転出する生徒について、以下のとおり対応する。

○避難・移動した生徒について、電話等による連絡・移動先訪問などを行い、実状（在籍校への復帰時期等）を把握する。

○転出した生徒については、転出先の学校と情報交換を行い、心のケア等について十分に配慮する。

◆ 避難所運営への協力

(1) 避難所開設・運営支援の基本方針（本校の果たす役割）

本校に避難所が設置された場合、教職員は、生徒の安全確保及び学校機能の維持・教育活動の早期再開を最優先としつつ、施設管理者として避難所の設置・運営に協力する。

(2) 避難所開設・運営支援の実施事項

本校に避難所が開設される場合の対応については、別途、枚方市のマニュアル等に従うものとする。

なお、上記の避難所開設・運営マニュアルに定める本校の主な役割は、以下のとおりである。

- 施設管理者としての校舎等の安全確認、危険個所の立入禁止措置
- 事前に定めた避難所としての学校施設の利用方法（避難所空間配置図）に基づく避難所利用スペースの確認、その他スペースの立入禁止措置
- 市災害対策本部より派遣された避難所担当職員への支援
- 避難所運営組織の会議への出席・協議参加

校長は、枚方市災害対策本部より本校に避難所を開設する旨の連絡を受けた場合、避難所支援担当の教職員に指示して、上記の対応を行う。なお、避難所が○日間を超えて継続的に設置される場合は、避難所支援担当を交替制として担当教職員の負担を軽減するよう配慮する。

◆ 生徒等の心のケア

(1) 心身の健康状態の把握

校長は、事故・災害等が発生した後、被災した生徒及び事故・災害等の目撃などにより心身の健康に影響を受ける可能性がある生徒（以下、「当該生徒等」とする）について、その心身の健康状態を把握する。

- 学級担任：当該生徒等の健康状態を質問紙による調査や、日常生活の健康観察などによって把握する。また、必要に応じて保護者と連絡をとり、生徒の状況等について情報収集を行う。
- 養護教諭：学級担任から提示された情報、及び保健室を訪れる生徒の状況等を基に、全体的な傾向及び生徒の状況を把握・整理する。
- その他の教職員：当該生徒等について注意深く観察し、気づき事項を学級担任及び養護教諭に連絡する。

(2) 危機発生時に生徒が示す心身のサインとその対応

ストレス反応の例	
情緒	○恐怖・怒り・抑うつ ○分離不安・退行 ○フラッシュバック ○感情の麻痺 ○睡眠障害
行動	○落ち着きがない ○イライラ ○集中力の低下 ○衝動的（暴力・自傷） ○非行・薬物乱用
身体	○吐き気・嘔吐 ○頭痛・腹痛などの身体の痛み ○かゆみなどの皮膚症状
認知	○安全感や信頼感の喪失 ○罪悪感 ○自尊感情の低下 ○様々な対人トラブル
学習	○成績低下 ○宿題忘れ

急性期のストレス反応が現れている生徒への対応

- ◆普段どおりの学校生活の中で、教職員が落ち着いて、いつもの関わりや働きかけをする。
- ◆生徒が「心配なこと」「気がかりなこと」を自分から話し出すときには、途中で遮ったりせず、最後まで傾聴する。
- ◆あまり話したがないときには、無理に話させたり、聞き出したりしないようにする。
- ◆怖がる場合や今までできたことができなくなった場合には、無理をさせず、手伝ったり付き添ったりして安心させる。
- ◆いつもより意識して言葉をかけ、安心できる雰囲気を作るようにする。

(3) 支援体制の確立

当該生徒等に対する心のケア体制を確立する。対応委員会を立ち上げ、当該生徒等の健康状態に関する情報の把握・共有、対応方針や支援内容の検討、役割分担などを行う。

＊校長 ＊教頭 ＊生徒指導主事 ＊保健主事 ＊養護教諭
 ＊学年生徒指導担当 ＊当該学級担任 ＊SC ＊学校医

(3) 関係機関等との連携

校長は、当該生徒等の心のケアを実施するに当たり、必要に応じて、地域の専門機関等（関係機関・団体など、心のケアに関する医療機関）との連携を図る。

なお、医療機関など地域の専門機関等を紹介する際には、当該生徒等及びその保護者に対し、その役割や相談等の必要性を丁寧に説明し、了解を得る。

◆ 危機発生時の健康観察様式

事故・災害等発生時の健康観察様式

年 組 氏名 (記入日： 記入者：)

調査項目 当てはまる場合、 日常欄・危機発生時欄に○印を記入		要配 慮者	日常	危機発生後			
				月 日	月 日	月 日	月 日
生徒の 訴え	食欲がない	て					
	眠れない						
	眠気が強い、うとうとする						
	体の痛み(頭が痛い、おなか痛いなど)						
	吐き気がする						
	下痢をしている						
	皮膚がかゆい						
	家に帰りたくない						
	学校に行きたくない						
	怖いことや心配事がある						
観 察 さ れ る 状 態	落ち着きがない	自					
	ぼんやりすることが多い	て他					
	イライラしている	自て他					
	元気がなく、意欲が低下している						
	ハイテンションである	自					
	余り話さなくなった						
	物音に過敏になる						
	人が違ったように見えることがある	知自て他					
	こだわりが強くなる	自					
	発作の回数が増える	て					
	パニックの回数が増える	自					
	体重減少あるいは急激な体重増加						
そ の 他	薬の服用ができていない	知自て他					
	いつもの様子と違う(記述)						

- ①「日常」欄には、日頃の様子を思い出してあてはまる項目に○印を記入。「危機発生後」欄には、危機発生後に観察し、日付を記載した上で、あてはまる項目に○印を記入。
- ②要配慮者欄に以下の記号が入っている項目については、下記に該当する生徒は特に注意深く観察する
(障害に応じて出やすい症状や変化に注目した項目であるため)。
知：知的障害 自：自閉症 て：てんかん 他：その他の疾患・障害
- ③項目以外でも、いつもと違う様子があれば「その他」欄に記録する。
- ④「日常」欄と「危機発生時」欄を比較し、○印の数に大きな変化が見られる場合は、特に注意が必要。
- ⑤結果については、養護教諭に提示する。養護教諭は全体的な傾向や個別の情報について管理職に報告の上、関係教職員で対応について検討する。

文部科学省「学校における子供の心のケア－サインを見逃さないために－」(平成26年3月)
を基に一部改変して作成

◆ 生徒等の身体状況等調査票様式

事故・災害等発生後の身体状況等調査票

保護者またはご家族が記入し、__月__日までに学級担任に提出してください。

記入日 令和__年__月__日

		学年	組	生徒氏名		
記入者 (○印)		父・母・祖父・祖母・その他 (続柄を具体的に:_____)				
生徒の様子 (a～f は、それぞれ 1～4 を選んで ○印)		1 ない	2 あまり ない	3 少し ある	4 とても ある	3、4に○印を付けた場合、 具体的な様子を記入
a	食欲がない。	1	2	3	4	
b	眠れない。怖い夢を見る。 夜中に何度も目が覚める。	1	2	3	4	
c	おねしょなどの退行現象がある。 (指しゃぶり・甘え・赤ちゃん言葉など)	1	2	3	4	
d	学校に行きたがらない。 外出したがらない。	1	2	3	4	
e	よく泣く。 小さな音にも敏感に反応する。	1	2	3	4	
f	頭痛や腹痛 (おう吐・下痢) を ひんぱんに訴える。	1	2	3	4	
g	その他 (災害前と比べて変わったようす、気になるようすなど)					
ご家庭の状況 (家族・親戚や自宅の被害状況、災害による保護者の仕事への影響など、差し支えない範囲で)						
その他気になること (地域の状況、他の生徒のことなど)						

◆ 教職員の心のケア

(1) 管理職の対応

校長は、事故・災害等が発生した後、自身又は家族が被災した教職員及び事故・災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況を避けるなど心の健康に配慮するため、例えば以下の対応を検討する。

- 被災した教職員に、現実的な配慮を行う。
- 学校が避難所になった場合は、管理を行政に速やかに委ねる。
- 報道対応の窓口を一本化する。
- 不要不急の業務を判断し、教職員の業務分担を見直したり、応援を依頼したり、臨時の人員配置などを検討する。
- 事故・災害等への対応は、チームを組んで当たる態勢を取る。
- 教職員の心の健康に関する研修会を実施する。
- 状況により、心の健康に関するチェックを行う。
- 休みを取ることが本人の不利にならないように配慮する。

また、一日の活動の終わりに教職員間（必要に応じてスクールカウンセラー等を交える）で、その日の活動を振り返る時間をつくり、自由に安心して話せる環境下で、生徒に関する情報共有と自分の体験やそれに伴う感情を語り合う機会を設ける。

(2) 教職員の対応

教職員は、事故・災害等が発生した後に生徒への適切な支援を行うためには、自身の健康管理が重要であることを理解して、以下の点を心がける。

- 個人のできることに限界があることを認識し、一人で抱え込まない。
- ストレスに伴う心身の不調はだれにでも起こることを認識して、相談・受診をためらわない。
- リラクセーションや気分転換を取り入れる。

さらに、自ら及び同僚の心身の状態を注意深く観察するとともに、その不調をできるだけ早期に発見して休息や相談につなげるよう努める。

◆ 調査・検証・報告・再発防止等

(1) 枚方市教育委員会への報告と支援要請

校長は、発生した事故・災害等が下記の「報告対象事案」に該当すると判断された場合、枚方市教育委員会へ速やかに報告する。

報告対象 事案	＊死亡事故の発生 ＊治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病の発生 ＊その他、複数の生徒・教職員が被災するなど、重篤な事故・災害等の発生
報告先	枚方市教育委員会 生徒課 Tel. 050-7105-8048

なお、報告は原則として「事故・災害等発生時の第一報報告様式」※を用いるものとする。

※別添「事故・災害等発生時の第一報報告様式」

(文部科学省「学校事故対応に関する指針」(平成28年3月) p.31【参考資料5】による)

ただし、災害等により通常の情報通信手段(ファクス、パソコン、メール等)が利用できない場合、報告すべき情報が十分に入手できない場合等は、様式にこだわらず、得られた情報のみ電話・訪問等により口頭報告するなど、巧遅より拙速を優先する。

また、状況が下記に該当すると判断される場合には、上記報告に併せて、人員の派遣や助言などの支援を要請する。

【枚方市教育委員会への支援要請の判断基準】

以下の対応について、人員・ノウハウ等が不足すると判断される場合。

- ＊被災生徒等の保護者への対応
- ＊基本調査の実施
- ＊被災生徒等以外の保護者への説明・情報提供
- ＊報道機関への対応
- ＊その他、事故・災害等の発生後に必要な対応

(2) 基本調査の実施等

校長は、下記①に示す事故・災害等が発生した場合、事実関係の情報を収集・整理するため、以下のとおり「基本調査」を速やかに実施する。

①調査対象

基本調査の対象は、以下のとおりとする。

- a) 学校管理下(登下校中を含む)において発生した死亡事故
- b) 上記(1)の報告対象となる死亡事故以外の事故のうち、被災生徒の保護者の意向も踏まえ、枚方市教育委員会が必要と判断した事故

ただし、このうちb)については枚方市教育委員会の判断に時間を要する場合があることから、下記④に記載する記録用紙を用いた教職員からの情報収集は、当該判断を待たずに実施するものとする。

②調査体制

基本調査における校内の役割分担は、原則として、下表のとおりとする。

校長	* 基本調査の全体統括・指揮
教頭	* 基本調査の取りまとめ * 教職員に対する聴き取り
首席、および教務主任	* 基本調査の取りまとめ補佐 * 教職員に対する聴き取り（記録担当） * 事故・災害等の当事者生徒及び目撃生徒に対する聴き取り（記録担当）
学級担任又は養護教諭、 部活動顧問など	* 事故・災害等の当事者生徒及び目撃生徒に対する聴き取り （生徒が最も話しやすい教職員等が担当）

ただし、上記の教職員が当該事故・災害等に関係する場合、校長は、他の教職員にその役割を代行させる、若しくは枚方市教育委員会の支援を受けて校外関係者にその代行を依頼するものとする。

③調査における心のケアへの配慮

事故・災害等に関係する教職員や、その場に居合わせた生徒への対応では、「心のケア」と「事実関係の確認」の両立を図ることに努める。

このため、聴き取り調査などを行うに当たっては、スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて実施の判断を行う。また、実施の際には必ず複数の教職員で対応するとともに、状況に応じてスクールカウンセラー等の専門家に同席させる。

さらに、聴き取りに際しては、その目的を明らかにした上で、以下の事前説明を行い、聴き取り対象者の負担を軽減するよう努める。

【聴き取り時の事前説明】

- * 記憶していることを、できるだけ正確に思い出して話してほしいこと。
- * 一人の記憶に頼るのではなく、複数の人の記憶を基に総合的に判断して、事実関係を取りまとめること（そのため、自らの発言だけで重大な事実関係が確定するわけではないこと）。
- * 「誰が何を言った」ということが、そのまま外部に出たりしないこと。
- * （聴き取りを録音する場合）できるだけ正確に話の内容を記録するため録音するが、録音データは記録作成のみに利用し、そのまま外部に出たりしないこと。

④教職員からの情報収集

調査担当（校長・教頭・首席・教務主任）は、以下のとおり、教職員から事実関係に関する情報収集を実施する。

○記録用紙を用いた情報収集：事故・災害等の発生後速やかに、関係する全ての教職員に「事実情報記録用紙（教職員個人用）」※を配布し、事故・災害等に関する事実情報の記載・提出を依頼する。なお、事故・災害等の発生直後にメモ等の記録を残していた教職員がいた場合は、記録用紙を提出する際に、当該メモ等の記録も併せて提出を受ける。

※別添「事実情報記録用紙（教職員個人用）」

（文部科学省「学校事故対応に関する指針」（平成 28 年 3 月）p. 32【参考資料 6】による）

○聴き取りの実施：原則として事故・災害等の発生から 3 日以内を目途に、関係する全ての教職員から聴き取りを実施する。聴き取りは、原則として②に定めた役割分担に基づく担当者が実施するが、教職員が話しやすいかどうかを考慮し、状況に応じて、枚方市教育委員会等からの校外支援者を担当に充てる。

なお、事故・災害時に部活動指導員など外部の方が関係していた場合には、これらの方も調査の対象として、教職員に対してと同様の対応をする。

また、関係する教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関の受診を勧めるなどの対応を取る。

⑤事故・災害等の現場に居合わせた生徒からの情報収集

事故・災害等発生時の事実関係を整理する上で必要と判断される場合は、生徒への聴き取り調査の実施を検討する。実施に当たっては、以下の点に配慮する。

○保護者への対応：聴き取り前に保護者に連絡し、理解を得るとともに協力を要請する。

○聴き取り担当者：学級担任、養護教諭以外に、当該生徒が話しやすい教職員がいる場合は、その教職員が担当するなど、柔軟に対応する。

○心のケア体制：保護者と連携して、心のケア体制を整え、心のケアの中で自然と語れる雰囲気をつくるよう工夫する。

○必要に応じ、教職員と同様に、記録用紙を配布して記載してもらう方法を取る。

⑥情報の整理・報告・保存

調査担当（校長・教頭・首席・教務主任）は、④及び⑤で得られた情報及び記録担当の教職員による記録を基に、事実経過について「時系列整理記録用紙」※を用いて時系列に取りまとめる。整理した情報は、枚方市教育委員会に報告する。

基本調査で収集した記録用紙（メモを含む）や報告等の連絡に用いた電子メール等は、詳細調査を行う際の資料となること等を踏まえ、長期間保存する。

※別添「時系列整理記録用紙」（文部科学省「学校事故対応に関する指針」

（平成 28 年 3 月）p. 32【参考資料 6】による）

⑦詳細調査への協力

枚方育委員会が詳細調査を実施すると判断した場合は、学校としてこれに協力するものとする。

(3) 評価・検証と再発防止対策の推進

①危機対応の評価・検証

調査担当（校長・教頭・首席・学校安全担当）は、基本調査で得られた情報の評価・分析を行い、問題点・要改善点を抽出する。評価・分析の視点は、以下を基本とする。

発生時の対応	*生徒の安全確保は適切に行われたか *校内の緊急連絡体制は機能したか *関係者・関係機関への連絡は適切に行われたか *情報収集・管理は適切に行われたか 等
発生後・事後の対応	*生徒・保護者への対応は適切に行われたか *校内の対策本部体制は機能したか （役割分担、情報共有・伝達等） *関係者、関係機関との連携は適切だったか *関係者や報道機関への情報提供は適切に行われたか 等
事前対応	*点検など事前の未然防止対策に不足していた点はないか *教職員への周知や研修・訓練に不足していた点はないか *生徒への安全教育に不足していた点はないか *危機管理マニュアルに不十分な点や問題点はないか 等

②再発防止策の策定・実施

調査担当（校長・教頭・首席・教務主任）は、上記①の評価・検証により得られた問題点・要改善点について、再発防止策を検討する。また、詳細調査が実施された場合には、その報告書の提言に基づき、再発防止策に反映させる。

なお、再発防止策については、下記のとおり関係者等に説明して意見を聴取した上で、取りまとめる。

- *教職員への説明・意見聴取（職員会議等）
- *被災生徒保護者への説明・意見聴取
- *その他保護者への説明・意見聴取（PTA総会又は役員会等）
- *関係機関等への説明・意見聴取（地域教育協議会）

